

**新宿区自治基本条例区民検討会議  
検討経過報告書（平成22年度）**

**新宿区自治基本条例区民検討会議**

**平成22年12月**



# 「新宿区自治基本条例区民検討会議 検討経過報告書(平成 22 年度)」

## 目次

	ページ
はじめに . . . . .	1
1 . 条例に盛り込むべき事項 区民検討会議案 . . . . .	3
2 . 区民検討会議 開催状況 . . . . .	9
3 . 区民検討会議運営会 会議概要 . . . . .	13
4 . 前文検討チーム 開催状況 . . . . .	17
5 . 区民検討会議 会議概要 . . . . .	19
6 . 条例に盛り込むべき事項と留意点 . . . . .	27
7 . 資料 . . . . .	47
8 . 委員等名簿 . . . . .	85
9 . 区民検討会議を振り返って～区民検討委員の感想～ . . . . .	89
(参考資料)新宿区自治基本条例(平成 22 年新宿区条例第 43 号) . . . . .	95



## はじめに

平成20年7月に始まった「区民検討会議」では、「検討連絡会議」に示す自分たちの案の検討にあたって、次の三つのことを考慮しながら討議し合意形成を行ってきました。

まず一つ目は、自分たちの地域に足りていないものは何か、また何が求められているかを考えました。流行だからつくるのではなく、“地域の現状がどうなのか”から始まり、住民のニーズは何なのかをくみ取り、それを地域のルールとして法的な形にすることを意識しました。

二つ目は、まち（地域）の「個性」をどう生かすのか、それをどう反映させるかを考えました。自然、歴史、文化、風土など、地域が大切にしてきたものを条例に反映させることを意識しました。

三つ目は、条例づくりを住民・区民と区議会、区と一緒に考える、そのプロセスを大事にすることでした。これからの「まち」や「区議会や区」がどうあるべきか議論し、「まち」の将来像を明らかにする、というプロセスを踏んできました。

「区民検討会議」は59回の開催、会議の進行方法などを話し合った運営会は62回の開催を重ね、「じっくり丁寧な議論をしよう」「区民による区民のための条例を創ろう」「多様な新宿らしさを出そう」など、条例への想いを共有してきました。1回の会議が3時間を超えることもしばしばでした。

この条例の制定過程の特徴に、区民、区議会、区の三者が「検討連絡会議」という同じテーブルにつき、数による決着を行わず討議を尽くして合意形成することと、多様な方法で区民の考えを確認したことがあります。これらは、「区民検討会議」にも共通することで、区民検討委員の意見を丁寧に確認し、全体で合意形成がなされたことは、「区民検討会議」にとって大きな意義があったことだと思います。

「区民検討会議」では、ファシリテータの進行のもとで、4班に分かれてKJ法によるワークショップを行いました。各班からあがった多くの意見から検討項目を抽出し、それを20に絞りました。そして、検討項目ごとに合意形成をはかっていきました。「検討連絡会議」に送った区民委員からの報告や、事務局から討議時に或いは事前に提出された膨大な資料も得て、検討は進みました。また、アドバイザーの明治大学の牛山久仁彦教授からは、「自治基本条例と地方分権」「協働」をはじめとした講義と長時間の激論を合意に繋げる的確なアドバイスをいただきました。

特に激論になった検討項目を振り返ると、「区民」の定義について、繰り返し話し合いました。地域づくり（地域自治）を行っていく中で、新宿区に住む人（住民）だ

けでなく、新宿区で働く人や活動する人などを条例上どのように扱うかについて白熱した議論が交わされ、最終的には、特に住民を尊重する必要があることが強調され、且つ区民（住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体）が地域づくりを行っていくという考え方を共有しました。

また、住民投票の項目では、投票権者の年齢要件について先行事例等を参照し、長時間議論を尽くし、その要件を18歳以上にするという合意を形成しました。

また、地域自治組織については、地域づくりを行う主体は区民であることを強く訴えることとし、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるように規定しました。地域の区分はどのような規模が適切なのか、新たな地域自治組織はどのような組織が適切か、既存の様々な団体とどのように連携しどのような関係になるかなどに関しては、別の条例を設けることとし、そこでの議論に委ねることとしました。

さらに、議会や区が取り上げた条例の項目とは別に、安全・安心、教育、子どもといった区民の日常に直結する項目についても、熱い議論を交わしました。

「区民検討会議」で激論になった諸点は、「検討連絡会議」でも多くの時間を割いて検討を行いました。「区民検討会議」の想いを「検討連絡会議」に届け、また、「検討連絡会議」からのフィードバックを受け、さらに検討を深めました。

そうして、平成22年10月14日の区議会本会議で新宿区自治基本条例が可決・制定されました。

条例には、区民が区政の情報を知る権利、公共サービスを受ける権利、区政に参加する権利、生涯にわたり学ぶ権利（これはこの条例の特徴のひとつです。自治の担い手として生涯にわたって学習することが必要です。）などが定められ、基本理念に照らし社会の変化に対応できる「進化する条例」となりました。

この条例が制定されたと言ってもこれからが始まりです。「区民検討会議」の活動は、平成22年12月で終わりますが、これからも、条例が地域に周知されているか、生かされているかを見守っていくことと、私たちが区政に対してもっと自主的に関与（参加）していく度合いを上げていく必要があると考えます。

新宿区自治基本条例区民検討会議  
運営会世話人代表 高野 健

# 1. 条例に盛り込むべき事項 区民検討会議案

## 前文

新宿区は昭和二十二年(1947年)に牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。

江戸時代から計画的に市街地として発展してきた地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域などが都市化し、多様な地域特性をもち、利便性の高い新宿区を形成してきました。また、暮らしやすい地域社会を求めて自治権の拡充の取り組みを進めてきました。

新宿区は、日本各地、世界中からの新しい人々といぶきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風と豊かな水と緑あふれる環境がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。

私たちは、この新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちをめざします。

私たちは、区民の生命、身体、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の実現をめざします。

私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。

私たち区民・区長・議会が連携し、参加・協働により、自らの判断と責任で、区政を運営し、新宿区のあるべき姿を常に追い求め、実現します。

私たちは、区内各地域の特性を生かし、一人ひとりの個性を大切にしながら、自らの意思で、区民が主役の、真の区民自治の実現を図ります。

私たちは、学ぶ権利を尊重し、家庭、学校、地域が連携して教育環境を整え、自治の担い手を育む教育を進めます。

私たちは、区民が主役の自治を創る新宿区の原点をここに示し、明日を切り拓くという思いを込めて、この自治基本条例を新宿区の最高規範として制定します。

## 条例の基本的考え方

### 【基本理念】

- (1) 新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される
- (2) 新宿区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする区政を行う
- (3) 区民が自治の担い手として地域の課題を解決する

### 【目的】

理念に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務を明らかにする

### 【用語の定義】

- ( 1 ) 「区民」 住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体

### 【条例の位置づけ】

この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る

## 区民の権利と責務

### 【区民の権利】

- ( 1 ) 区民は、知る権利を有し、区政に関する情報を共有する  
( 2 ) 区民は、公共サービスを受ける権利を有する  
( 3 ) 区民は、安全で安心して暮らす権利を有する  
( 4 ) 区民は、区政に参加する権利を有する  
( 5 ) 区民は、学ぶ権利を有する

### 【区民の責務】

- ( 1 ) 区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める

## 行政の役割と責務、行政の運営、情報の共有、税財政

### 【区長の位置付けと役割】

- ( 1 ) 区民は、区の代表として、区長を置く  
( 2 ) 区長は、区民自治の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営にあたる  
( 3 ) 区長は、職員の適切な指導監督、適正配置、人材育成に努める

### 【行政の役割と責務】

- ( 1 ) 行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない  
( 2 ) 行政は、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない  
( 3 ) 行政は、基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう努めなければならない  
( 4 ) 行政は、区民が学ぶ機会と場を保障するよう努めなければならない

### 【職員の責務】

- ( 1 ) 職員は、職責を自覚し、自らの能力向上に努めなければならない  
( 2 ) 職員は、法令等を遵守しなければならない

### 【行政運営】

- ( 1 ) 行政は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう、組織を整備しなければならない  
( 2 ) 行政は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない

- ( 3 ) 行政運営は、公平で公正なものでなければならない
- ( 4 ) 行政運営は、最小の経費で最大の効果をあげるものでなければならない
- ( 5 ) 行政は、多様な方法により行政運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない
- ( 6 ) 行政は、行政評価を行い、その結果を公表し、施策に反映しなければならない
- ( 7 ) 行政は、政策の策定、実施、評価、見直しの過程を、区民参加に基づいて行うよう努めなければならない
- ( 8 ) 行政は、地域課題の解決のために、区民との協働に努めなければならない
- ( 9 ) 行政は、多様な方法を用いて、区民の意見を十分聴くよう努めなければならない
- ( 10 ) 行政は、財政運営の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めなければならない
- ( 11 ) 行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない
- ( 12 ) 行政は、歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならない

### 区民参加の仕組み

#### 【区民参加の保障】

- ( 1 ) 区は、区政への区民参加を保障しなければならない
- ( 2 ) 区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならない
- ( 3 ) 区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない

#### 【地域自治】

区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない

#### 【協働】

区民・議会・行政が対等な立場で協働し、まちづくりを推進する

### 議会の役割と責務

#### 【議会の位置付け】

区民の代表機関として議会を置く

#### 【議会の運営】

- ( 1 ) 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視しなければならない
- ( 2 ) 議会は、自治立法機関であることを自覚し、区民生活に必要な条例の制定、改廃に努めなければならない
- ( 3 ) 議会及び区長は、( 1 ) 及び( 2 ) の目的を達成するための体制の整備に努めなければならない
- ( 4 ) 議会は、多様な方法により議会運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない

( 5 ) 議会は、地域自治を尊重し、議会運営を行うよう努めるものとする

**【議員の行動規範】**

( 1 ) 議員は、区民の代表として権限と責任を自覚して行動しなければならない

( 2 ) 議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない

( 3 ) 議員は、政策立案及び審議する能力の向上に努めなければならない

## 住民投票

**【制度の必要性】**

住民投票制度を設置する

住民投票条例は常設とする

**【実施すべき事項】**

区民（住民）に重大な影響を与える事項および区政にかかわる重大な事項

**【発議】**

発議権者は、住民、議会、区長とする

議会は、定数の 1/12 の発議、過半数の議決で発議できる

住民は、1/6 の署名をもって発議できる

**【投票権者】**

投票権者は 18 歳以上の住民とする

**【結果の尊重】**

住民投票の結果を尊重する

## 地域の基盤

**【地域自治組織】**

( 1 ) 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする

( 2 ) ( 1 ) に定める地域自治組織は、以下に例示する ~ の機能を有するものとする  
情報の共有

地域課題の解決

区民の区政参加

地域社会（コミュニティ）の活性化

議会・行政への提案

諸団体間のネットワーク形成

その他、当該地域の自治に関すること

( 3 ) 区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする

( 4 ) 地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める

## 教育

- ( 1 ) 家庭、地域、学校、区等は、連携して教育環境を整えるよう努める
- ( 2 ) 家庭、地域、学校、区等は、自治の担い手を育む教育を行う
- ( 3 ) 区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講ずる

## 国・他自治体等との連携

- ( 1 ) 区は、国及び都と対等な関係にあり、基礎的自治体としての自治権を強化する
- ( 2 ) 区は、国及び他自治体との広域的な連携を図る
- ( 3 ) 区は、国際都市として、国際社会との相互理解及び協調に努める

## 進行管理委員会

- ( 1 ) 区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する 委員会を  
設置する
- ( 2 ) 委員会に関することは別に条例に定める

## 子ども

- ( 1 ) 子どもは、次世代の担い手として育つ権利を有する
- ( 2 ) 子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する



## 2. 区民検討会議 開催状況

開催回	開催日時	開催概要
	会場	
第41回	平成22年4月8日(木) 午後6時30分～8時45分 人材育成センター研修室B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第44回運営会の報告</li> <li>・ 牛山教授レクチャー「議会の役割と責務について」</li> <li>・ ワークショップ 検討項目7「議会の役割と責務」について</li> <li>・ 区民代表委員の井上委員の後任に大友委員を選出</li> </ul>
第42回	4月22日(木) 午後6時30分～9時10分 人材育成センター研修室A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第29回検討連絡会議(4月13日開催)の報告</li> <li>・ 第45回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」について</li> </ul>
第43回	4月27日(火) 午後6時30分～7時55分 人材育成センター研修室B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第46回及び第47回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」について</li> <li>・ 検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」合意</li> </ul>
第44回	5月6日(木) 午後6時30分～9時05分 人材育成センター研修室A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第30回検討連絡会議(4月28日開催)の報告</li> <li>・ 第47回及び第48回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 検討項目7「議会の役割と責務」について</li> <li>・ 検討項目7「議会の役割と責務」合意</li> </ul>
第45回	5月13日(木) 午後6時30分～9時 人材育成センター研修室B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第31回検討連絡会議(5月12日開催)の報告</li> <li>・ 第48回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 これまで合意した条例に盛り込むべき事項にある「区民」と表記されている部分について</li> </ul>
第46回	5月25日(火) 午後6時30分～8時40分 人材育成センター研修室B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第49回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議1 「条例に盛り込むべき事項と留意点」の留意事項と覚書きについて</li> <li>・ 全体討議2 今後の検討方針について</li> <li>・ 平岡委員辞任の報告</li> <li>・ 検討項目13「環境」、検討項目14「平和・人権」合意</li> </ul>

第 47 回	6月3日(木) 午後6時30分～9時 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 0 回運営会の報告</li> <li>・ 第 3 2 回検討連絡会議（5月27日開催）の報告</li> <li>・ ワークショップ 検討項目 1 0 「外国人」・ 1 1 「暮らし方の多様性」、検討項目 1 2 「安全安心」、検討項目 1 5 「教育」、検討項目 2 0 「子ども」について</li> </ul>
第 48 回	6月10日(木) 午後6時30分～8時25分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 0 回及び第 5 1 回運営会の報告</li> <li>・ ワークショップ 検討項目 1 7 「国・他自治体との連携」、検討項目 1 8 「進行管理委員会」、検討項目 1 9 「改正手続き」について</li> <li>・ 前文検討チームのメンバー募集</li> </ul>
第 49 回	6月22日(火) 午後6時30分～10時20分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平岡委員の後任として野村委員委嘱</li> <li>・ 第 3 3 回検討連絡会議（6月17日開催）の報告</li> <li>・ 区民討議会（6月19, 20日開催）の報告</li> <li>・ 第 5 2 回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 検討項目 1 0 「外国人」・ 1 1 「暮らし方の多様性」、検討項目 1 2 「安全安心」、検討項目 1 5 「教育」、検討項目 2 0 「子ども」について</li> <li>・ 検討項目 1 0 「外国人」・ 1 1 「暮らし方の多様性」、検討項目 1 2 「安全安心」、検討項目 1 5 「教育」合意</li> <li>・ 前文検討チームのメンバー決定</li> </ul>
第 50 回	7月1日(木) 午後6時30分～9時15分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 4 回検討連絡会議（6月23日開催）、第 3 5 回検討連絡会議（6月29日開催）の報告</li> <li>・ 第 5 3 回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 1 検討項目 2 0 「子ども」について</li> <li>・ 全体討議 2 検討項目 1 7 「国・他自治体との連携」、検討項目 1 8 「進行管理委員会」、検討項目 1 9 「改正手続き」について</li> <li>・ 検討項目 2 0 「子ども」合意</li> <li>・ 検討項目 1 7 「国・他自治体との連携」、検討項目 1 8 「進行管理委員会」、検討項目 1 9 「改正手続き」合意。なお、検討項目 1 7 の項目名称は「国・他自治体等との連携」とする。</li> </ul>
第 51 回	7月22日(木) 午後6時30分～9時10分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 3 回及び第 5 4 回運営会の報告</li> <li>・ 第 3 6 回検討連絡会議（7月15日開催）の報告</li> <li>・ 全体討議 検討項目 0 「前文」について</li> <li>・ 喜治委員辞任の報告</li> </ul>

第 52 回	7月27日(火) 午後6時30分～9時55分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 5 回運営会の報告</li> <li>・ 全体討議 1 検討項目 0 「前文」について</li> <li>・ 全体討議 2 条例骨子案に対する区民検討会議の意見集約について</li> <li>・ 検討項目 0 「前文」合意(ただし、一部を運営会に一任)</li> </ul>
第 53 回	8月12日(木) 午後6時30分～9時40分 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 6 回運営会の報告</li> <li>・ 第 3 7 回検討連絡会議(7月29日開催)、第 3 8 回検討連絡会議(8月10日開催)の報告</li> <li>・ 全体討議 「条例に盛り込むべき事項と留意点」の留意事項と覚書きについて</li> </ul>
第 54 回	8月23日(月) 午後6時30分～9時 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 7 回及び第 5 8 回運営会の報告</li> <li>・ 第 3 9 回検討連絡会議(8月19日開催)の報告</li> <li>・ 全体討議 「条例に盛り込むべき事項と留意点」の全シートの確認について</li> </ul>
第 55 回	9月6日(月) 午後6時30分～9時15分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 9 回運営会の報告</li> <li>・ 第 4 0 回検討連絡会議(8月24日開催)の報告</li> <li>・ 自治基本条例素案について</li> <li>・ 全体討議 条例逐条解説(案)の「協働の機会」の説明文に関する区民検討会議の意見のとりまとめについて</li> <li>・ 10月の会議日程について</li> </ul>
第 56 回	9月30日(木) 午後6時30分～8時35分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 6 0 回運営会の報告</li> <li>・ 11月、12月の会議日程について</li> <li>・ 第 4 1 回検討連絡会議(9月8日開催)、第 4 2 回検討連絡会議(9月29日開催)の報告</li> <li>・ 条例案の報告</li> <li>・ 区広報臨時号について</li> </ul>
第 57 回	10月26日(火) 午後6時30分～7時50分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 6 1 回運営会の報告</li> <li>・ 第 4 3 回検討連絡会議(10月21日開催)の報告</li> <li>・ 条例逐条解説の説明</li> <li>・ 区広報特集号の区民検討会議に関する記事の説明</li> </ul>
第 58 回	11月30日(火) 午後6時30分～7時40分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民検討会議 検討経過報告書(22年度)について</li> <li>・ 第 6 2 回運営会の報告</li> <li>・ 第 4 4 回検討連絡会議(11月4日開催)の報告</li> <li>・ 地域報告会の開催状況について</li> </ul>

第 59 回	12月14日(火) 午後7時～8時 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区民検討会議 検討経過報告書(22年度)について</li><li>・ 地域報告会の開催状況について</li></ul>
--------	--------------------------------	---

### 3. 区民検討会議運営会 会議概要

開催回	開催日	開催概要
第 45 回 (臨時)	H22.4.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討項目 3「行政の役割と責務」、検討項目 4「(仮)行政の運営」、検討項目 6「情報の共有」、検討項目 16「税財政」の運営会案(以下、運営会案 A)を検討した。 (運営会案 A については 50 ページ参照)</li> <li>・ 第 42 回区民検討会議の開始前に運営会を開催し、引き続き、運営会案 A を検討することとした。</li> </ul>
第 46 回	H22.4.22	<p>【前半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、運営会案 A を検討した。</li> <li>・ 第 42 回区民検討会議は、検討項目 3「行政の役割と責務」、検討項目 4「(仮)行政の運営」、検討項目 6「情報の共有」、検討項目 16「税財政」についての運営会案 A のうち運営会で検討を終えた部分について、全体討議を行うこととした。</li> </ul> <p>【後半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、運営会案 A を検討した。</li> <li>・ 第 43 回区民検討会議は、検討項目 3「行政の役割と責務」、検討項目 4「(仮)行政の運営」、検討項目 6「情報の共有」、検討項目 16「税財政」について、運営会案 A をもとに全体討議を行うこととした。</li> <li>・ 第 43 回区民検討会議の開始前に運営会を開催し、引き続き、運営会案 A を検討することとした。</li> </ul>
第 47 回	H22.4.27	<p>【前半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、運営会案 A を検討し、作成した。</li> <li>・ 検討項目 7「議会の役割と責務」の運営会案(以下、運営会案 B)を検討した。 (運営会案 B については 58 ページ参照)</li> </ul> <p>【後半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 44 回区民検討会議は、検討項目 7「議会の役割と責務」について、運営会案 B をもとに全体討議を行うこととした。</li> <li>・ 第 44 回区民検討会議の開始前に運営会を開催し、引き続き、運営会案 B を検討することとした。</li> </ul>
第 48 回	H22.5.6	<p>【前半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、運営会案 B を検討し、作成した。</li> </ul> <p>【後半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 45 回区民検討会議は、「条例に盛り込むべき事項と留意点」にある「区民」と表記されている部分について、全体討議を行うこととした。</li> </ul>

第 49 回	H22.5.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>第46回区民検討会議は、検討項目1～9、16の「条例に盛り込むべき事項と留意点」の留意事項と覚書きの整理をすることとし、運営会案を検討した。</li> <li>今後の区民検討会議の進め方について検討し、検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目12「安全安心」、検討項目13「環境」、検討項目14「平和・人権」、15「教育」、検討項目17「国・他自治体との連携」、検討項目18「進行管理委員会」、検討項目19「改正手続き」、検討項目20「子ども」の今後の検討方針も第46回区民検討会議に諮ることとした。</li> <li>第46回区民検討会議の開始前に運営会を開催し、引き続き、上記の2つについての運営会案を検討することとした。</li> <li>第46回区民検討会議で、上記の2つの検討を終え、なお時間が残るようならば、検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」についてのワークショップを行うこととした。</li> </ul>
第 50 回	H22.5.25	<p>【前半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、これまでに合意した検討項目1～9、16の「条例に盛り込むべき事項と留意点」における留意点と覚書きの整理についての運営会案を検討し、作成した。</li> <li>引き続き、検討項目10～15、検討項目17～20の今後の検討方針について運営会案を検討し、作成した。 (今後の検討方針については63ページ参照)</li> </ul> <p>【後半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第47回区民検討会議は、第46回区民検討会議の決定のとおり、検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」に加え、検討項目12「安全安心」についてのワークショップを行うこととした。</li> </ul>
第 51 回	H22.6.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>第48回区民検討会議は、第46回区民検討会議の決定のとおり、検討項目17「国・他自治体との連携」、検討項目18「進行管理委員会」、検討項目19「改正手続き」についてのワークショップを行うこととした。</li> <li>6月12日に臨時運営会を開催することとし、検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目12「安全安心」、検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」及び検討項目17「国・他自治体との連携」、検討項目18「進行管理委員会」、19「改正手続き」について運営会案を検討し、作成することとした。</li> <li>前文の検討方法は、前文検討チームを設け、そのチームがたたき台を作成することとした。</li> </ul>
第 52 回	H22.6.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目12「安全安</li> </ul>

(臨時)		<p>心」、検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」についての運営会案(以下、運営会案C)を検討し、作成した。 (運営会案Cについては64ページ参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討項目17「国・他自治体との連携」、検討項目18「進行管理委員会」、検討項目19「改正手続き」についての運営会案(以下、運営会案D)を検討した。 (運営会案Dについては70ページ参照)</li> <li>・ 第49回区民検討会議の開始前に運営会を開催し、引き続き、運営会案Dを検討することとした。</li> </ul>
第53回	H22.6.22	<p>【前半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、運営会案Dを検討した。</li> <li>・ 第52回運営会で作成した運営会案C、Dについて再検討を行い、一部修正した。修正後の案をもとに、第49回区民検討会議で全体討議を行うこととした。なお、検討項目17の項目名称を「国・他自治体等との連携」として提案することとした。</li> </ul> <p>【後半】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第50回区民検討会議は、運営会案Cの一部と運営会案Dについて全体討議を行うこととした。</li> </ul>
第54回	H22.7.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第51回区民検討会議は、検討項目0「前文」について前文検討チームの報告の後、全体討議を行うこととした。</li> <li>・ 前文検討チームから直接区民検討会議にたたき台を諮ってもらうこととした。 (前文検討案は73ページ参照)</li> </ul>
第55回	H22.7.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討項目0「前文」について、第51回区民検討会議の議論をふまえ、前文検討チームと運営会の合同で、案文を修正した。</li> <li>・ 第52回区民検討会議は、前文修正案の了承を求めると及び条例骨子案に対する区民検討会議としての意見を取りまとめることとした。</li> <li>・ 第37回検討連絡会議には、区民検討会議の前文案を提示すること及び第52回区民検討会議で取りまとめられる条例骨子案に対する意見を提示することとした。</li> </ul>
第56回	H22.7.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第52回区民検討会議での運営会への一任を受け、前文検討チームと運営会の合同で、検討項目0「前文」の条例に盛り込むべき事項を修正した。 (前文案については29ページ参照)</li> <li>・ 第53回区民検討会議は、「条例に盛り込むべき事項と留意点」における留意事項及び覚書きについての検討を行うこととした。</li> <li>・ 今後の区民検討会議の開催内容と日程について検討した。</li> <li>・ 地域懇談会における区民検討委員のスタンスを確認した。</li> </ul>

第 57 回	H22.8.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 53 回区民検討会議での運営会への一任を受け、参加、協働の用語の定義について、その要否も含めて臨時運営会を開催し、検討することとした。</li> <li>第 54 回区民検討会議は、「条例に盛り込むべき事項と留意点」の全シートの確認をすること及び参加、協働についての運営会の検討結果を報告することとした。</li> <li>第 39 回検討連絡会議に「住民投票」に関する討議での対応方針について意見交換を行った。</li> </ul>
第 58 回 (臨時)	H22.8.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加、協働については用語の定義をしないこととした。</li> <li>第 39 回検討連絡会議において、「住民投票」「地域自治」「委員会」の区民検討会議案を盛り込むこと、および、「教育」を前文に盛り込むことを強く再提案することが確認された。</li> </ul>
第 59 回	H22.8.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 55 回区民検討会議は、条例の逐条解説の「協働の機会」の説明文について区民検討会議案を取りまとめることとした。</li> <li>10 月の区民検討会議の日程について区民検討会議に諮ることとした。</li> </ul>
第 60 回	H22.9.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 56 回区民検討会議は、条例の条文案の説明を受けることとした。</li> <li>11 月と 12 月は区民検討会議を月に一度の開催とし、日程について区民検討会議に諮ることとした。</li> <li>今後の区民検討会議は、検討連絡会議で討議された逐条解説文の説明等を中心に行うこととした。</li> </ul>
第 61 回	H22.9.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 57 回区民検討会議は、第 43 回検討連絡会議で検討される逐条解説の説明を行うこととした。</li> <li>区広報特集号の区民検討会議に関する記事について、野尻委員を中心として、参加できる運営委員で検討することとした。</li> <li>平成 22 年度検討経過報告書に載せる感想文について、次回区民検討会議に諮ることとした。</li> </ul>
第 62 回	H22.10.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 58 回区民検討会議は、自治基本条例に関する印刷物(逐条解説、パンフレット等)の配布、地域説明会の報告を行うこととした。</li> </ul>

#### 4. 前文検討チーム 開催状況

開催回	開催日時	開催概要
	会場	
第1回	平成22年6月28日(月) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文(たたき台)の検討 前文の構成を意識して、区民検討会議の検討経過からでてきたキーワードを整理した。 「構成1」から「構成4」の4段落構成とすることとした。 構成ごとに担当を決め各自で検討することとした。</li> <li>前文検討チームの案を運営会に諮って区民検討会議に提案するか、運営会を経ずに区民検討会議に提案するかについて、運営会に諮ることとなった。</li> </ul>
第2回	7月5日(月) 午後6時30分～9時10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文(たたき台)の作成 各員が検討したものをもちより、「構成1」から「構成3」について検討した。</li> </ul>
第3回	7月9日(金) 午前9時～11時10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文(たたき台)の作成 「構成2」を再検討し、「構成3」から「構成4」について検討した。 その後、全体を調整した。</li> <li>区民検討会議へは、運営会を経ずに提案するよう運営会で合意した旨、報告された。</li> </ul>
第4回	7月22日(木) 午後9時20分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営会と合同で開催した。</li> <li>第51回区民検討会議での指摘を踏まえて検討し、修正案を作成した。</li> </ul>
第5回	7月27日(火) 午後10時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営会と合同で開催した。</li> <li>第52回区民検討会議での指摘を踏まえて検討し、修正案を作成した。</li> </ul>

(前文検討チーム案については73ページ参照)



## 5. 区民検討会議 会議概要

### (1) 第41回区民検討会議 (H22.4.8 開催 参加者数 22名)

牛山教授レクチャー

議会の役割と責務について、レクチャーがあった。

(レクチャーの詳細は48ページ参照)

ワークショップ

4班に分かれてワークショップを行い、検討項目7「議会の役割と責務」について班ごとの「ワークショップまとめシート」を完成させた。

区民代表委員の選出

区民代表委員を辞任した井上委員の後任の選出を行い、大友委員が選出された。

### (2) 第42回区民検討会議 (H22.4.22 開催 参加者数 22名)

第29回検討連絡会議(4月13日開催)の報告

区分B、区分Fの進捗状況、区民アンケートの概要、区民討議会の日程等についての報告があった。

(検討連絡会議の検討区分については83ページ参照)

全体討議

検討項目3、検討項目4、検討項目6、検討項目16について、『盛り込むべき事項運営会案 検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」(以下、運営会案A)をもとに全体で話し合い、“区長”“行政の役割と責務”“組織”“職員”“運営原則”“評価”“参加と協働”の各事項について合意した。

(運営会案Aについては50ページ参照)

(合意した内容は、32、33ページ参照)

### (3) 第43回区民検討会議 (H22.4.27 開催 参加者数 20名)

全体討議

検討項目3、検討項目4、検討項目6、検討項目16について、運営会案Aをもとに全体で話し合い、“説明責任と情報共有”“参加と協働”(続き)“財政運営”“その他”の各事項について合意した。

(運営会案Aについては、50ページ参照)

第42回、第43回会議で合意した内容を“区長の位置づけと役割”“行政の役割と責務”“職員の責務”“行政運営”に分類することを合意した。

(分類については、32、33ページ参照)

検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」合意

(合意した内容は、32、33ページ参照)

- ( 4 ) 第 44 回区民検討会議 ( H22.5.6 開催 参加者数 18 名 )  
第 30 回検討連絡会議 ( 4 月 28 日開催 ) の報告  
区分 C、区分 F の進捗状況についての報告、区民アンケート、区民討議会の進捗状況についての報告があった。  
( 検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照 )  
全体討議  
検討項目 7 について、『盛り込むべき事項運営会案 検討項目 7 「議会の役割と責務」』( 以下、運営会案 B ) をもとに全体で話し合い、合意した。  
( 運営会案 B については、58 ページ参照 )  
検討項目 7 「議会の役割と責務」合意 ( 35 ページ参照 )
- ( 5 ) 第 45 回区民検討会議 ( H22.5.13 開催 参加者数 24 名 )  
第 31 回検討連絡会議 ( 5 月 12 日開催 ) の報告  
区分 C、区分 D の進捗状況の報告、区民アンケート、区民討議会の進捗状況についての報告があった。  
( 検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照 )  
地域懇談会開催の日程の報告があった。  
全体討議  
これまで合意した検討項目 1 ~ 9、16 の条例に盛り込むべき事項で「区民」と表記されている部分について話し合い、検討項目 2 と検討項目 9 の一部を修正することで合意した。検討項目 1、検討項目 3 ~ 8、検討項目 16 には修正なし。  
( 合意した内容は、31 ページ、37 ページ参照 )
- ( 6 ) 第 46 回区民検討会議 ( H22.5.25 開催 参加者数 21 名 )  
区民検討委員辞任の報告  
平岡委員 ( 落合第二地区協議会推薦 ) の辞任が報告された。  
全体討議 1  
これまでに合意した検討項目 1 ~ 9、16 の「条例に盛り込むべき事項と留意点」における留意事項と覚書きについて話し合い、検討項目 1、検討項目 2、検討項目 5、検討項目 9 の留意事項と覚書きを整理することで合意した。  
( 合意した内容は、30 ページ、31 ページ、34 ページ、37 ページ参照 )  
全体討議 2  
検討項目 10 「外国人」、11 「暮らし方の多様性」、検討項目 12 「安全安心」、検討項目 13 「環境」、検討項目 14 「平和・人権」、検討項目 15 「教育」、検討項目 17 「国・他自治体との連携」、検討項目 18 「進行管理委員会」、検討項目 19 「改正手続き」、検討項目 20 「子ども」に関する今後の検討方針について、運営会からの提案をもとに検討し、合意した。  
( 今後の検討方針については 63 ページ参照 )

検討項目 13「環境」合意（40 ページ参照）

検討項目 14「平和・人権」合意（41 ページ参照）

（ 7 ） 第 47 回区民検討会議（H22.6.3 開催 参加者数 17 名）

第 32 回検討連絡会議（5 月 27 日開催）の報告

区分 C、区分 D の進捗状況の報告、区民アンケート、区民討議会の進捗状況についての報告があった。

（仮称）自治基本条例の制定スケジュールについての報告があった。

（検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照）

ワークショップ

4 班に分かれてワークショップを行い、検討項目 10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目 12「安全安心」、検討項目 15「教育」、検討項目 20「子ども」について班ごとの「ワークショップまとめシート」を完成させた。

（ 8 ） 第 48 回区民検討会議（H22.6.10 開催 参加者数 17 名）

ワークショップ

4 班にわかれてワークショップを行い、検討項目 17「国・他自治体との連携」、検討項目 18「進行管理委員会」、検討項目 19「改正手続き」について班ごとの「ワークショップまとめシート」を完成させた。

前文検討チームのメンバー募集

前文検討チームのメンバー募集を行った。犬竹委員、大友委員、来栖委員、高野委員、野尻委員が立候補した。

（ 9 ） 第 49 回区民検討会議（H22.6.22 開催 参加者数 20 名）

区民検討委員の紹介

平岡委員の後任として、野村委員（落合第二地区協議会推薦）が委嘱された。

第 33 回検討連絡会議（6 月 17 日開催）の報告

区分 A、区分 C、区分 D の進捗状況についての報告があった。

区民討議会（6 月 19、20 日）結果概要の報告があった。

（検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照）

全体討議

検討項目 10・11、検討項目 12、検討項目 15 について、『条例に盛り込むべき事項運営会案 検討項目 10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目 12「安全安心」、検討項目 15「教育」、検討項目 20「子ども』（以下、運営会案 C）をもとに話し合い、検討項目 20 を除き、合意した。

（運営会案 C は 64 ページ参照）

検討項目 10「外国人」、11「暮らし方の多様性」合意（38 ページ参照）

検討項目 12「安全安心」合意（39 ページ参照）

検討項目 15「教育」合意（42 ページ参照）

前文検討チームのメンバー募集を再度行った。今井委員、水谷委員が立候補し、第 48 回区民検討会議での立候補者と合わせ 7 名がメンバーに決定した。

（10）第 50 回区民検討会議（H22.7.1 開催 参加者数 21 名）

第 34 回検討連絡会議（6 月 23 日開催）の報告

条例骨子案の全体調整について、区分 H、区分 I、区分その他についての報告があった。

（検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照）

第 35 回検討連絡会議（6 月 29 日開催）の報告

条例骨子案及びパブリック・コメントについて、条例素案の策定に向けての検討事項、地域懇談会の開催について、及び区民アンケートについて等の報告があった。

全体討議

検討項目 20「子ども」について、運営会案 C をもとに話し合い、合意した。

検討項目 17「国・他自治体との連携」、検討項目 18「進行管理委員会」、検討項目 19「改正の手続き」について、『条例に盛り込むべき事項運営会案 検討項目 17「国・他自治体等との連携」、検討項目 18 進行管理委員会」、検討項目 19「改正手続き』』（以下運営会案 D）をもとに話し合い、合意した。

（運営会案 C の 64 ページ、運営会案 D は 70 ページ参照）

検討項目 17「国・他自治体との連携」合意（43 ページ参照）。なお、項目名称を「国・他自治体等との連携」とすることとした。

検討項目 18「進行管理委員会」合意（44 ページ参照）

検討項目 19「改正手続き」合意（45 ページ参照）

検討項目 20「子ども」合意（46 ページ参照）

（11）第 51 回区民検討会議（H22.7.22 開催 参加者数 16 名）

区民検討委員の辞任の報告等

喜治委員（公募）の辞任が報告された。

委員補充は行わないこととした。

第 36 回検討連絡会議（7 月 15 日開催）の報告

条例骨子案及びパブリック・コメント等についての報告、区分 H、区分 I、区分 J についての進捗状況、地域懇談会についての報告、条例素案の答申の日程について報告があった。

（検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照）

全体討議

検討項目 0「前文」について、前文検討チームの前文検討案をもとに話し合い、一部合意し、一部は引き続き検討することとした。

（前文検討案については 73 ページ参照）

(12) 第 52 回区民検討会議 (H22.7.27 開催 参加者数 19 名)

全体討議 1

検討項目 0「前文」について、前文検討チーム・運営会の前文検討案をもとに話し合い、合意した(一部、運営会に一任することを含む)。

(合意した内容については 73 ページ参照)

全体討議 2

条例骨子案に対する区民検討会議の意見集約を行った。「条例の基本的考え方」のうち「区民」の定義、「住民投票」、「地域自治」について区民検討会議の意見を申し入れることで合意した。

(申し入れの内容は 81 ページ参照)

(13) 第 53 回区民検討会議 (H22.8.12 開催 参加者数 18 名)

前文について

第 52 回区民検討会議で運営会に一任した検討項目 0「前文」について、運営会・前文検討チームから報告があった。

第 37 回検討連絡会議 (7 月 29 日開催) の報告

区分 H、区分 I、区分 J、前文検討の進捗状況について、地域懇談会の開催について、区民討議会・区民アンケートの条例素案への反映についての報告があった。

第 38 回検討連絡会議 (8 月 10 日開催) の報告

地域懇談会の開催結果について報告があった。

区分 O、区分 A、区分 E、区分 F についての条例素案の報告があった。

(検討連絡会議の検討区分については 83 ページ参照)

全体討議

すべての「条例に盛り込むべき事項と留意点」のうち留意事項及び覚書きが結論に至っていない事項について全体で話し合い、合意した。そのうち「協働」「参加」については、用語の定義を置くか否かを含めて運営会に対応を一任することとした。検討項目 0「前文」合意 (29 ページ参照)

(14) 第 54 回区民検討会議 (H22.8.23 開催 参加者数 19 名)

「協働」「参加」の用語の定義の要否について

第 53 回区民検討会議で運営会に一任した「協働」「参加」の定義の要否をふくめた検討結果について、運営会から報告があり、定義を置かないこととなった。

全体討議

「条例に盛り込むべき事項と留意点」について、すべてのシートの確認を行った。

(「条例に盛り込むべき事項と留意点」は 29～46 ページ参照)

第 39 回検討連絡会議 (8 月 19 日開催) の報告

条例素案(案)の検討及び確認が行われた。

(15) 第55回区民検討会議（H22.9.6開催 参加者数19名）

第40回検討連絡会議（8月24日開催）の報告

条例素案（案）について報告があった。

パブリック・コメント、条例の名称等について報告があった。

自治基本条例素案の報告と説明

8月26日に自治基本条例素案を区長・議長に提出した旨報告があった。

自治基本条例素案についての説明があった。

全体討議

条例逐条解説（案）の説明文のうち「協働の機会」について、区民検討会議案を作成し、提案していくこととした。

その内容は、「区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためにお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力しあう機会」である。

10月の開催日程

運営会から提案があり、決定した。

(16) 第56回区民検討会議（H22.9.30開催 参加者数19名）

11月、12月の開催日程

運営会から提案があり、決定した。

第41回検討連絡会議（9月8日開催）の報告

検討連絡会議の条例素案と議会に上程された条例案の違いを中心に報告が行われた。

地域報告会の開催について、今後の検討連絡会議の開催について報告が行われた。

第42回検討連絡会議（9月29日開催）の報告

逐条解説について説明があった。

地域報告会の開催について、自治基本条例の検討組織について報告があった。

逐条解説について

第42回検討連絡会議報告をふまえ、区民検討会議からの意見を挙げた。

区広報臨時号（11月25日号）について

区広報臨時号（11月25日号）の区民検討会議についての記事の編集委員を募った。野尻委員が中心となり、記事の編集を行うこととした。

(17) 第57回区民検討会議（H22.10.26開催 参加者数18名）

第43回検討連絡会議（10月21日）の報告

地域報告会についての説明があった。

逐条解説についての説明があった。

区広報臨時号の区民検討会議に関する記事の説明

記事の内容について編集委員から説明があった。

写真について

区民検討会議でのワークショップなどの写真を、区広報臨時号や今後作成する報告書等に掲載することを了承した。

(18) 第 58 回区民検討会議 (H22.11.30 開催 参加者 20 名)

区民検討会議の検討経過報告書 (平成 22 年度) について

報告書の案について事務局から説明があった。内容についての指摘がある場合は、12 月 8 日までにを行うことになった。

第 44 回検討連絡会議 (11 月 4 日) の報告

自治基本条例のパンフレット、広報特集号についての説明があった。

地域報告会の開催についての説明があった。

地域報告会の開催状況についての報告

11 月中に開催された 3 回の地域報告会について、区民代表委員から報告があった。区民検討委員の参加が呼びかけられた。

(19) 第 59 回区民検討会議 (H22.12.14 開催 参加者 22 名)

区民検討会議の検討経過報告書 (平成 22 年度) について

委員からの指摘事項等を踏まえた修正点を中心に、事務局から説明があった。

地域報告会の開催状況について

12 月中に開催された 3 回の地域報告会について、区民代表委員から報告があった。12 月 18 日までに残り 4 回の開催がある。



## 6 . 条例に盛り込むべき事項と留意点

区民検討会議では、検討項目ごとに一定の合意がされると、この章に掲載する「条例に盛り込むべき事項と留意点」を資料として作成し、また、後に修正合意した事項については、合意した日付と修正内容等も記載し、配布していました。

この章には、区民検討会議において合意された「条例に盛り込むべき事項と留意点」を、検討項目ごとに掲載します。また、検討過程で留意点とした事項（留意事項）や検討にあたっての覚書きもあわせて掲載します。

このうち“条例に盛り込むべき事項”は、区民検討会議案として、適宜、検討連絡会議（82ページ参照）に示されました。なお、「1. 条例に盛り込むべき事項 区民検討会議案」（3～7ページ）は、この章に掲載した内容の要旨をまとめたものです。

この章の資料の見方は、「条例に盛り込むべき事項と留意点」の様式の説明（28ページ）をご覧ください。

検討項目 NO.	検討項目の名称	ページ
0	前文	29
1	条例の基本的考え方	30
2	住民(区民)の権利と責務	31
3、4、6、 16	行政の役割と責務、(仮)行政の運営、情報の共有、 税財政	32
5	区民参加の仕組み	34
7	議会の役割と責務	35
8	住民投票(住民の合意形成)	36
9	地域の基盤	37
10、11	外国人、暮らし方の多様性	38
12	安全安心	39
13	環境	40
14	平和・人権	41
15	教育	42
17	国・他自治体等との連携	43
18	進行管理委員会	44
19	改正手続き	45
20	子ども	46

**条例に盛り込むべき事項と留意点 10. 外国人**

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10.外国人**
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

二重枠の中に、表題の検討項目に関する「条例に盛り込むべき事項」の区民検討会議案が記されています。

表題の検討項目が検討項目全体の中でどの位置を占めているのかを、一目でわかるように、枠を塗りつぶしています。

**「条例に盛り込むべき事項と留意点」の様式の説明**

検討項目は、その項目を条例に盛り込む、盛り込まないも含めて、区民検討会議で検討する区分です。「0 前文」から「20 子ども」までの21項目です。  
 検討項目は、第15回区民検討会議(2008.4.6開催)において「0 前文」から「19 改正手続き」の20項目に整理された後、第25回区民検討会議(2009.9.2開催)で、新たに「20 子ども」の検討項目を設けることになりました。

**覚書き**

覚書きは、「表題の検討項目では検討しないが他の検討項目で検討することになった事項」や「検討したが盛り込まないことになった事項のうち重要なもの」を記す備忘欄であるとともに、条例に盛り込むべき事項として区民検討会議で合意した事項や文言についての補足などを記載してあります。  
 なお、「表題の検討項目では検討しないが他の検討項目で検討することになった事項」については、第54回区民検討会議(2010.8.29開催)までに検討し、合意しました。

22.〇.〇  
 合意日

(留意事項)

○検討過程で留意点とした事項があった場合、この欄に記されています。左の二重枠に対応しています。

○留意事項は、適宜再検討され、留意点とする必要が無くなれば、この欄の記載は削除されます。

○必要な再検討は、第54回区民検討会議(2010.8.29開催)までに終え、合意しました。

条例に盛り込むべき事項と留意点 0. 前文

2010.7.27合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

**①(構成1) まちの歴史、文化、環境や自治の取り組み**  
 新宿区は昭和二十二年(1947年)に牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。  
 江戸時代から計画的に市街地として発展してきた地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域などが都市化し、多様な地域特性をもち、利便性の高い新宿区を形成してきました。また、暮らしやすい地域社会を求めて自治権の拡充の取り組みを進めてきました。

新宿区は、日本各地、世界中からの新しい人々といぶきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風と豊かな水と緑あふれる環境がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。

**②(構成2) それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿**  
 私たちは、この新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちをめざします。

私たちは、区民の生命、身体、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の実現をめざします。

私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。

**③(構成3) その実現に向けて、区民の主体性や参加など自治の担い手の重要性**  
 私たち区民・区長・議会が連携し、参加・協働により、自らの判断と責任で、区政を運営し、新宿区のあるべき姿を常に追い求め、実現します。

私たちは、区内各地域の特性を生かし、一人ひとりの個性を大切にしながら、自らの意思で、区民が主役の、真の区民自治の実現を図ります。

私たちは、学ぶ権利を尊重し、家庭、学校、地域が連携して教育環境を整え、自治の担い手を育む教育を進めます。

**④(構成4) 条例を制定する意義や決意**  
 私たちは、区民が主役の自治を創る新宿区の原点をここに示し、明日を切り拓くという思いを込めて、この自治基本条例を新宿区の最高規範として制定します。

**覚書き**

- ・ 前文は、前文検討チームを設け、たたき台の作成を行った上で、検討した。
- ・ 前文検討チームの検討履歴
  - 第1回 2010.6.28
  - 第2回 2010.7.5
  - 第3回 2010.7.9
  - 第4回 2010.7.22(運営会と合同)
  - 第5回 2010.7.27(運営会と合同)

条例に盛り込むべき事項と留意点 1. 条例の基本的考え方

2009.6.18.合意 2010.5.25修正 2010.7.1修正 2010.8.12修正  
2010.8.23修正

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

<b>基本理念</b>	(1) 新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される (2) 新宿区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切に区政を行う (3) 区民が自治の担い手として地域の課題を解決する
<b>目的</b>	理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする 理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務を明らかにする(第46回 2010.5.25修正合意)、(原則)を削除する(第53回 2010.8.12合意)
<b>用語の定義</b>	(1) 「区民」 住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体
<b>位置付け</b>	この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る

(留意事項)  
 ・(1)については、わかりやすい文章にすることを検討→骨子案に使用されたため、継続して使用する(第53回 2010.8.12)

・他の定義すべき用語については、条例に用いる必要が生じた都度検討→「参加」「協働」について定義はしない(第54回2010.8.23)

・最高性を担保するしくみ(改正手続きなど)が必要→検討項目19で検討済み(第53回 2010.8.12)  
 ・既存の条例の見直しについて検討する→既存の条例も対象となることを確認(第53回 2010.8.12)

<b>覚書き</b>	基本理念 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民(住民)主権」については、次の検討項目「2.住民(区民)の権利と責務」などで引き続き検討する →検討項目2「住民(区民)の権利と責務」で検討済(第46回 2010.5.25)</li> <li>・「協治」の文言は盛り込まないが、「協治」の趣旨を条例のどこかで生かすことを意識しつつ今後の検討を行う→心がけて検討を行った(第53回 2010.8.12)</li> <li>・(条例の)原則は基本理念には盛り込まない</li> <li>・(仮称)自治の原則については、各項目を検討した後で、設けるか設けないかを検討する→「自治の原則」については設けない(第53回 2010.8.12)</li> </ul>
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)自治の原則を盛り込んだ場合には(原則)の括弧を外し、盛り込まない場合は(原則)を削除→(原則)を削除する(第53回 2010.8.12)</li> <li>・区民(住民)・議会・行政の役割(権利・責務)については、区民(住民)の権利と役割とするか、権利と責務とするか、議会の役割と責務、行政の役割と責務なのかについては、検討した後に表現を改める →区民の権利と責務、議会の役割と責務、行政の役割と責務となったため、「区民の権利と責務並びに議会及び行政の役割と責務」とする(第46回 2010.5.25)</li> </ul>

## 条例に盛り込むべき事項と留意点 2.区民の権利と責務

2009.9.2合意 配布日2010.1.21 2010.5.25修正 2010.7.1修正  
2010.8.12修正

(留意事項)

0 前文
1 条例の基本的考え方
2 区民の権利と責務
3 行政の役割と責務
4 (仮)行政の運営
5 区民参加の仕組み
6 情報の共有
7 議会の役割と責務
8 住民投票(住民の合意形成)
9 地域の基盤
10 外国人
11 暮らし方の多様性
12 安全安心
13 環境
14 平和・人権
15 教育
16 税財政
17 国・他自治体等との連携
18 進行管理委員会
19 改正手続き
20 子ども

区民の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区民は、知る権利を有し、区政に関する情報を共有する</li> <li>(2) 区民は、公共サービスを受ける権利を有する</li> <li>(3) 区民は、安全で安心して暮らす権利を有する</li> <li>(4) 区民は、区政に参加する権利を有する</li> <li>(5) 区民は、学ぶ権利を有する</li> </ul>
区民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区民は、ともに暮し、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める</li> </ul>

(1)知る権利について、知る情報の内容を明記する文言を入れるか、また、「情報を共有する」という文言を盛り込むかについて、引き続き検討する。→盛り込むことで合意(第32回 2009.12.17)

(2)「公共サービス」について定義する。→用語の定義では定義しないことで合意(第32回 2009.12.17)

### 覚書き

#### 次の検討項目である「住民参加の仕組み」及び「住民投票」で検討すると整理されたもの

- 行政への提案、議会への提案については、検討項目5「住民参加の仕組み」の中で検討する  
→「区政への提案の機会の保障」という形で盛り込んだ(第29回 2009.11.2)
- 「住民投票の権利」については、検討項目8「住民投票」の中で検討する  
→住民投票について検討項目8で盛り込み済み(第46回 2010.5.25)

#### 「住民参加の仕組み」と「住民投票」を検討した後に、引き続き検討すると整理されたもの

- 「区民は、公共サービスを担う役割を有する」を置くかどうかについては、検討項目5「住民参加の仕組み」を検討した後に、再度検討する  
→置かないことで合意(第32回 2009.12.17)
- 安全安心に関する住民(区民)の義務ないし努力規定を置くかどうかについては、検討項目5「住民参加の仕組み」を検討した後に、再度検討する  
→置かないことで合意(第32回 2009.12.17)

#### 別の検討項目で検討すると整理されたもの

- 「伝統文化を守る」は前文または他の検討項目で検討する→前文に盛り込んだ(第53回 2010.5.12)
- 「財政への提言」については、検討項目4「行政運営」及び検討項目16「税財政」で検討する  
→検討項目4、16で検討済み(第46回 2010.5.25)
- 「子どもの権利」などについては、新たに設けた検討項目20「子ども」でその可否を含めて検討する→検討項目20「子ども」で盛り込んだ(第53回 2010.8.12)

#### その他

- 検討項目の名称「住民(区民)の権利と責務」→「区民の権利と責務」に修正(第45回 2010.5.13修正、第46回 2010.5.25確認)

条例に盛り込むべき事項と留意点 3.「行政の役割と責務」、4.「(仮)行政の運営」、6.「情報の共有」、16.「税財政」

2010.4.27合意 2010.5.6修正 2010.7.1修正 2010.8.12修正

(留意事項)

0 前文
1 条例の基本的考え方
2 住民(区民)の権利と責務
3 行政の役割と責務
4 (仮)行政の運営
5 区民参加の仕組み
6 情報の共有
7 議会の役割と責務
8 住民投票(住民の合意形成)
9 地域の基盤
10 外国人
11 暮らし方の多様性
12 安全安心
13 環境
14 平和・人権
15 教育
16 税財政
17 国・他自治体等との連携
18 進行管理委員会
19 改正手続き
20 子ども

付 区 長 と の 役 割 と 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区民の信託を受けた区の代表として区長を置く→「区民の信託を受けた」削除、「区民は、」を追記することで合意(第44回 2010.5.6)→区民は、区の代表として、区長を置く</li> <li>(2) 区長は、区民自治の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営にあたる</li> <li>(3) 区長は、職員の適切な指導監督、適正配置、人材育成に努める</li> </ul>
行 政 の 役 割 と 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない</li> <li>(2) 行政は、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない</li> <li>(3) 行政は、基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう努めなければならない</li> <li>(4) 行政は、区民が学ぶ機会と場を保障するよう努めなければならない</li> </ul>
職 員 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員は、職責を自覚し、自らの能力向上に努めなければならない</li> <li>(2) 職員は、法令等を遵守しなければならない</li> </ul>
行 政 運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう、組織を整備しなければならない</li> <li>(2) 行政は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない</li> <li>(3) 行政運営は、公平で公正なものでなければならない</li> <li>(4) 行政運営は、最小の経費で最大の効果をあげるものでなければならない</li> <li>(5) 行政は、多様な方法により区政運営に関する情報の共有に努め、区民への説明責任を果たさなければならない→情報の共有の前に「区民との」を入れる、「区民への」を削除することで合意(第44回 2010.5.6合意)→行政は、多様な方法により行政運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない</li> <li>(6) 行政は、行政評価を行い、その結果を公表し、施策に反映しなければならない</li> <li>(7) 行政は、政策の策定、実施、評価、見直しの過程を、区民参加に基づいて行うよう努めなければならない</li> <li>(8) 行政は、地域課題の解決のために、区民との協働に努めなければならない</li> <li>(9) 行政は、多様な方法を用いて、区民の意見を十分聴くよう努めなければならない</li> <li>(10) 行政は、財政運営の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めなければならない</li> <li>(11) 行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない</li> <li>(12) 行政は、歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならない</li> </ul>

## 条例に盛り込むべき事項と留意点 3.「行政の役割と責務」、4.「(仮)行政の運営」、6.「情報の共有」、16.「税財政」

2010.4.27合意 2010.5.6修正 2010.7.1修正 2010.8.12修正

0 前文

1 条例の基本的考え方

2 住民(区民)の権利と責務

3 行政の役割と責務

4 (仮)行政の運営

5 区民参加の仕組み

6 情報の共有

7 議会の役割と責務

8 住民投票(住民の合意形成)

9 地域の基盤

10 外国人

11 暮らし方の多様性

12 安全安心

13 環境

14 平和・人権

15 教育

16 税財政

17 国・他自治体等との連携

18 進行管理委員会

19 改正手続き

20 子ども

### 覚書き

- (行政の役割と責務4) 「学ぶ」は、自治の担い手として、生涯に亘り学ぶことを意味する
  - (職員の責務2) 「法令等」は、国の法律・命令に加え、条例や規則を含んでいる
  - (職員の責務2) 「法令等を遵守する」とした趣旨は、法令及び条例・規則を形式的に守ることだけでなく、行為を立法趣旨から見た時の当・不当も含めて考えるべきということである
  - (行政運営4) 「最小の経費で最大の効果」とは、単に最小の経費という趣旨ではなく、求める効果に対して適正な最小の経費との趣旨である
  - (行政運営6) 行政評価の実施にあたっては、客観性をもって行うことを求める趣旨も含んでいる
  - (行政運営10) 財政状況が悪い時には区債発行を抑制すべきという趣旨も含んでいる。
- 住民投票条例の策定は区民参加で行うことの担保規定をこの自治基本条例に盛り込むのは難しいが、どのような担保の方法が考えられるか、引き続き検討していく

→第35回検討連絡会議で確認し、第50回区民検討会議で報告された(第53回 2010.8.12)

条例に盛り込むべき事項と留意点 5. 区民参加の仕組み

2009.11.2合意 2010.5.25修正 2010.7.1修正 2010.8.12修正  
2010.8.23修正 2010.9.6修正

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

<b>区民参加の保障</b>	(1) 区は、区政への区民参加を保障しなければならない (2) 区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならない (3) 区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない
<b>地域自治</b>	区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない
<b>協働</b>	区民・議会・行政が対等な立場で協働し、まちづくりを推進する

(留意事項)

・”対等な立場”は残しておくが、協働の定義に”対等”を入れたら削除する→定義をしないので削除しない(第54回 2010.8.23)  
 ・「まちづくり」については文言を検討する→検討しない(第53回 2010.8.12)

**覚書**

**区民参加の保障**

- ・ 区民検討会議での検討にあたっては、「区」=行政・議会・区民と捉え、行政・議会のみを指す場合には「区」以外の用語を用いる
- ・ 教育委員会への参加は検討項目3「行政の役割と責務」または検討項目15「教育」で検討する→検討項目15「教育」で検討済み(第53回 2010.8.12)

**地域自治**

- ・ コミュニティの必要性については、検討項目9「地域の基盤」で検討する  
→検討項目9「地域の基盤」、地域自治組織の機能として、「地域社会(コミュニティ)の活性化」を盛り込み済み(第46回 2010.5.25)
- ・ 地域自治組織の権限については、検討項目9「地域の基盤」で検討する  
→検討項目9「地域の基盤」で地域自治組織の機能として盛り込み済み(第46回 2010.5.25)

**議会の役割と責務**

- ・ 議会への提案、議会への参加については、検討項目7「議会の役割と責務」で検討する  
→検討項目7「議会の役割と責務」で検討済み(第46回 2010.5.25)

**その他**

- ・ 「協働」について、定義する→定義しないことを確認(第54回2010.8.23)。但し、「協働の機会」について条例説明文に記載することを求める。「区民と区が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合おう機会」(第55回2010.9.6)
- ・ 「行政」の表現については検討項目3「行政の役割と責務」を検討し、文言を整理する  
→検討項目3「行政の役割と責務」で「執行機関」でなく「行政」という表現を用いるとし、区長及び行政委員会を指す(第46回 2010.5.25)
- ・ 検討項目名を「(仮)住民参加の仕組み」を「区民参加の仕組み」へ変更する

条例に盛り込むべき事項と留意点 7.「議会の役割と責務」

2010.5.6合意 2010.7.1修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

議会の位置	区民の代表機関として議会を置く
議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視しなければならない</li> <li>(2) 議会は、自治立法機関であることを自覚し、区民生活に必要な条例の制定、改廃に努めなければならない</li> <li>(3) 議会及び区長は、(1)及び(2)の目的を達成するための体制の整備に努めなければならない</li> <li>(4) 議会は、多様な方法により議会運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない</li> <li>(5) 議会は、地域自治を尊重し、議会運営を行うよう努めるものとする</li> </ul>
議員の行動規範	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議員は、区民の代表として権限と責任を自覚して行動しなければならない</li> <li>(2) 議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない</li> <li>(3) 議員は、政策立案及び審議する能力の向上に努めなければならない</li> </ul>



**条例に盛り込むべき事項と留意点 9. 地域の基盤**

2010.3.18合意 2010.5.13修正 2010.5.25修正 2010.7.1修正

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

<b>地域自治組織</b>	<p>(1) 区は地域の特性をふまえた区民(住民)の自治を尊重し、区民(住民)が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする</p> <p>区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする(第45回 2010.5.13修正合意)</p> <p>(2) (1)に定める地域自治組織は、以下に例示する①～⑦の機能を有するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報の共有</li> <li>②地域課題の解決</li> <li>③区民(住民)の区政参加 区民の区政参加(第45回 2010.5.13修正合意)</li> <li>④地域社会(コミュニティ)の活性化</li> <li>⑤議会・行政への提案</li> <li>⑥諸団体間のネットワーク形成</li> <li>⑦その他、当該地域の自治に関すること</li> </ul> <p>(3) 区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする</p> <p>(4) 地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める</p>
---------------	---

(留意事項)

区民(住民)の使い分けについては引き続き検討する。  
 →区民と住民の使い分けについて検討済み。留意事項を削除することを合意(第45回 2010.5.13)

**覚書き**

- ・ (3)の「必要な措置」とは人、もの、金、情報等をいう。(留意事項から覚書きに移行)(第46回 2010.5.25合意)

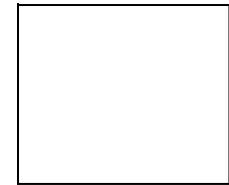
**条例に盛り込むべき事項と留意点 10.「外国人」、11.「暮らし方の多様性」**

2010.6.22合意 2010.7.1修正 2010.8.23修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人**
- 11 暮らし方の多様性**
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

[項目を設けて、盛り込むべき事項は無いと合意(第49回 2010.6.22.)]



**条例に盛り込むべき事項と留意点 12.「安全安心」**

2010.6.22合意 2010.7.1修正 2010.8.23修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

[項目を設けて、盛り込むべき事項は無いと合意(第49回 2010.6.22.)]



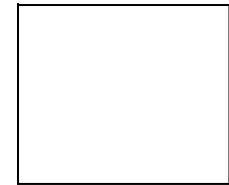
**条例に盛り込むべき事項と留意点 13.「環境」**

2010.5.25合意 2010.7.1修正 2010.8.23修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境**
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

〔前文の検討にあたって考慮すると合意(第46回 2010.5.25.)〕



条例に盛り込むべき事項と留意点 14.「平和・人権」

2010.5.25合意 2010.7.1修正 2010.8.23修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

[平和については、前文の検討にあたって考慮すると合意(第46回 2010.5.25.)]  
[人権については、検討項目2「区民の権利と責務」の「区民の権利」で盛り込み済みと確認(第46回 2010.5.25.)]



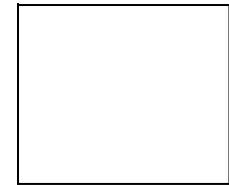
条例に盛り込むべき事項と留意点 15.「教育」

2010.6.22合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育**
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

(1) 家庭、地域、学校、区等は、連携して教育環境を整えるよう努める  
(2) 家庭、地域、学校、区等は、自治の担い手を育む教育を行う  
(3) 区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講ずる



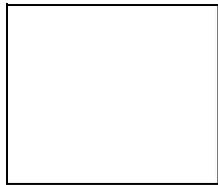
条例に盛り込むべき事項と留意点 17.「国・他自治体等との連携」

2010.7.1合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

(1) 区は、国及び都と対等な関係にあり、基礎的自治体としての自治権を強化する  
(2) 区は、国及び他自治体との広域的な連携を図る  
(3) 区は、国際都市として、国際社会との相互理解及び協調に努める



**覚書き**  
・ 検討項目の名称「国・自治体との連携」→「国・他自治体等との連携」に修正(第50回 2010.7.1合意)

条例に盛り込むべき事項と留意点 18.「進行管理委員会」

2010.7.1合意 2010.8.12修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 区民の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

(1) 区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する〇〇委員会を設置する  
(2) 〇〇委員会に関することは別に条例に定める



**覚書き**  
・ 〇〇委員会の名称については、未検討  
→骨子案に〇〇委員会についての記載がないため検討しない(第53回 2010.8.12)

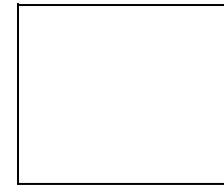
条例に盛り込むべき事項と留意点 19.「改正手続き」

2010.7.1合意 2010.8.23修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

[改正については検討項目18で盛り込む「〇〇委員会」の機能のひとつとすることを想定する一方、この委員会の細目については別条例を定めることとしたことから、改正手続きについての項目を設けて、盛り込むべき事項はないと合意(第50回 2010.7.1.)]



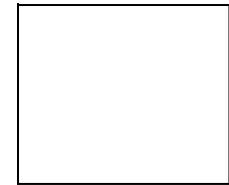
条例に盛り込むべき事項と留意点 20.「子ども」

2010.7.1合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体等との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

(1) 子どもは、次世代の担い手として育つ権利を有する  
(2) 子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する



## 7. 資料

この章では、平成 22 年度に行われた区民検討会議で使用された資料のうち、2 章から 5 章で言及のあった資料を掲載しています。

資料名	ページ
(1) 牛山教授 解説の要旨 (議会の役割と責務について)	48
(2) 【運営会案 A】 盛り込むべき事項運営会案 検討項目 3「行政の役割と責務」、検討項目 4「(仮)行政の運営」、検討項目 6「情報の共有」、検討項目 16「税財政」	50
(3) 【運営会案 B】 盛り込むべき事項運営会案 検討項目 7「議会の役割と責務」	58
(4) 【今後の検討方針】 検討項目 10～15、17～20 の区民検討会議検討方針	63
(5) 【運営会案 C】 条例に盛り込むべき事項運営会案 検討項目 10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目 12「安全安心」、検討項目 15「教育」、検討項目 20「子ども」	64
(6) 【運営会案 D】 条例に盛り込むべき事項運営会案 検討項目 17「国・他自治体等との連携」、検討項目 18「進行管理委員会」、検討項目 19「改正手続き」	70
(7) 前文検討案	73
(8) 骨子案に対する区民検討会議からの意見要望	81
(9) 検討連絡会議の構成	82
(10) 区民・議会・行政 検討項目一覧	83

( 1 ) 牛山教授 解説の要旨  
「第 41 回 ( H22.4.8 開催 ) 区民検討会  
議」での牛山教授のレクチャーより

## 議会の役割と責務について

議会の項目を検討するにあたり、どのような点を考慮して議論した方がよいか、私の知見をお話します。事前配布資料の「わたしたちの区議会」と前回使用した資料「地方自治の仕組み(抜粋)」をご覧ください。議会は民主主義がスタートしたときから民意を政治に反映させるものとして、大きな役割を果たしてきました。国も自治体も議会を通じて、民意を政策や行政に反映させてきました。ご存じのように、自治体政治は国とは異なる制度に基づいて行われています。

国では、皆さんが選んだ国会議員が多数派を形成し、その多数派が内閣を組織して政府をつくります。よって議会の多数派、すなわち与党と政府の勢力は一致します。そのような意味で、議院内閣制は機関協調型といえます。議会の多数派の意見と内閣の意見は一致するので、安定的な議会運営と政策の実行が期待されます。それに対して、自治体政治は、一種の大統領制によって行われています。新宿区で言うと、住民が直接区長を選出し、また別に議会の議員を直接選出します。いずれも直接公選によることが日本国憲法で定められています。

ここで、国の制度と比べて大きく異なっているのは、自治体政治のシステムが機関対立型であることです。当然、議会の多数派と区長が同じ政治勢力に属することはありえます。しかし、一方で、首長が議会と対立することもしばしば起こります。なぜそのようなことが起きるかという、区長を住民が直接選出し、必ずしも、議会の多数派と一致するとは限らないからです。首長は大きな権力、行政組織、情報、資金を持っており、それを議会がチェックしなければ、権力の横暴が行われる可能性があるため、機関対立型になっているのです。

議会に期待されている機能は、大きく分けると、行政に対する監視と政策実施のための条例の立案でしょう。条例は最終的に議会が議決をしないと成立しません。そして、議会が自治立法機構としてあることが重要になってきました。かつては、議員が発議する場合の要件も非常に厳しく、戦後もあまり自治立法は進みませんでした。合併で、自治体の規模が大きくなっているので、議会が民意を適切に反映しているかどうかという問題もあり、住民投票も行われるようになり、議会に対す

る風あたりも強くなってきました。大きく報道されている名古屋市のように、減税や議員の数と報酬を半減する条例の提案が議会に否決され、議会リコールが大きな話題になっているところもあります。大事なことは、機関対立型の二元代表制が憲法で定められている中で、議会の機能が弱まると、行政の監視機能がおちる可能性があるということです。また、議会の議員がボランティアで良いという意見については、議院内閣制が前提でなければ難しいと、私は思っています。ヨーロッパやアメリカでは、議員はボランティアであることが多いですが、そもそも議院内閣制の下では議員が市長となり、行政府を組織するわけです。その点が日本とは大きく異なります。

事前配布資料の「わたしたちの区議会」の P3 に区議会の仕事についてかかれています。実際には議会の議決事件は地方自治法で決められていますが、地域主権改革が言われる中、今後は、議会の自由度を高められるような改革が進められていると言ってよいと思います。そのような中で、二元代表制を基本にしている議会や議員の活動についての今後のあるべき姿をどのように考えていくかを考える必要があります。議会改革については、各地で取り組みが進められており、住民の皆さんの批判にこたえていくための仕組みが考えられており、新宿区でも、そうした取り組みについて議論がされていると伺っています。各地で議会基本条例がつくられ、情報公開や政務調査費の扱い、議会の会派についてなど議論されています。

皆さんが、こうした議会の問題を、自治基本条例にどのように規定していくのかということです。ただし、あまり細かく内容を規定していこうとすると、際限なくなりますね。当然、議会側の考えを尊重しながら、ここでは、議会、議員のあるべき姿や議会運営の注意してほしい点などについて住民の意見を出していくと良いと思います。そうした点を意識してグループワークで意見を出してほしいと思います。

議会については地方自治法が、細かく規定しすぎていると私は思っています。議員さんは住民代表なので、より自由に議会を運営し、議論できるべきだと思います。これまでの議会改革で言われていることとしては、土日夜間の開催やサラリーマン・女性が議員になりやすい仕組みなどが議論されています。そのようなことを参考に皆さんが議論して意見を出してください。議員の方々も意見があると思うので、検討連絡会議でよく議論をし、条例にどこまで書いていくかも検討してください。

## ( 2 ) 運営会案 A

「第 44 回 区民検討会議( H22.5.6 開催 )」に提示した運営会からの提案資料

### 盛り込むべき事項運営会案

( 第 42、43 回区民検討会議検討結果を反映 )

検討項目 3 「行政の役割と責務」、検討項目 4 「( 仮 ) 行政の運営」、  
検討項目 6 「情報の共有」、検討項目 16 「税財政」 その 3

22.4.18 運営会

22.4.22 運営会

22.4.22 区民検討会議

22.4.27 運営会

22.4.27 区民検討会議

#### 1 . 区長

##### ( 1 )

区民検討会議案 1

区民の信託を受けた区の代表として、区長を置く

- ・ 地方自治法上に規定はあるが、特別区の歴史を鑑みて、われわれが選んだ区長であるということを条例に盛り込みたい。

##### ( 2 )

区民検討会議案 2

区長は、区民自治の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営にあたる

##### ( 3 )

区民検討会議案 3

区長は、職員の適切な指導監督、適正配置、人材育成に努める

#### その他

- ・ 区民の福祉の向上を図り、持続可能な区政を推進する  
「区民の福祉」= 公共の福祉 であって、狭い意味の「福祉」を言っているのではない。  
「区民の生活を守る」と同義であると考えられる。

( 区民検討会議合意事項 1 )

区民の生活を守ることを念頭に置いて行政運営を行う  
行政の役割と責務へ移動させる

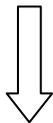
## 2. 行政の役割と責務

- ・ 「行政」の表現について  
「執行機関」とするか、「行政」とするか？ 「行政」のほうが区民には親しみやすいと考えられるので、あえて「行政」といい、区長部局だけでなく行政委員会を含む。

( 1 )

運営会案 4

行政は、区民が安心して豊かな生活を営めるよう、自らの判断と責任の下で努めなければならない



【変更】「自らの判断と責任の下」を移動させた

区民検討会議案 4

行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない

( 2 )

区民検討会議案 5

行政は、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない

( 3 )

区民検討会議案 6

行政は、基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう努めなければならない

- ・ 新宿区の総合計画 = 基本計画 + 都市計画マスタープラン  
( 総務省のいう総合計画 = 基本構想 + 基本計画 + 実施計画 )
- ・ 現行の制度では、基本構想のみ議会の議決が必要である。しかし、制度改革により、基本構想も議会の議決を経ずに策定できるようになる。  
あえて、ここで謳っておく必要があるのではないか。
- ・ 「実現」という文言を入れたい。 社会状況によって実現できなくなる場合もあり、

「実現」を入れて厳しくしてしまうのはいかなものか？

( 区民検討会議合意事項 2 )

条例の策定にあたっては、区民・議会・区長等で必ず行う  
参加と協働へ移動する

( 区民検討会議合意事項 3 )

人・予算・公物の管理 条例には盛り込まない

( 4 )

区民検討会議案 7

行政は、区民が学ぶ機会と場を保障するよう努めなければならない

- ・ 学ぶ主体は区民であって、行政はその補佐をするというスタンス
- ・ この場合の「学ぶ」は、「自治」を学ぶことを意味する
- 「学ぶ」は、「自治の担い手として、生涯に亘り学ぶ」ことを意味することを覚書きにいれる。

### 3 . 組織

( 1 )

運営会案 8

行政組織は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう  
整備しなければならない

↓  
【変更】 主語：「行政組織」を「行政」にする。  
「整備しなければならない」の前に「組織」を入れる。

区民検討会議案 8

行政は、区民の多様な行政需要および行政課題の変化に迅速に対応できるよう組織  
を整備しなければならない

( 2 )

運営会案 9

行政組織は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮でき  
るよう組織編成を行わなければならない





【変更】主語：「行政組織を」「行政」にする

区民検討会議案 9

行政は、総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編成を行わなければならない

- ・ 行政組織は、縦割りではなく横断的なものであること

(区民検討会議合意事項 4)

すぐやる課 条例には盛り込まない

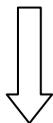
#### 4. 職員

- ・ 自らの判断と責任の下、 運営会案 4 に含む。  
高品質な公共サービスの提供と区民満足度の向上に努める 運営会案 5 に含む。

(1)

運営会案 10

職員は、自らの能力向上に努めなければならない



【変更】「職員は、」と「自らの...」の間に「職責を自覚し」を入れる。

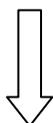
区民検討会議案 10

職員は、職責を自覚し、自らの能力向上に努めなければならない

(2)

運営会案 11

職員は、法令を遵守しなければならない



【変更】 「法令」の後に、「等」を入れる 法令等

区民検討会議案 11

職員は、法令等を遵守しなければならない

- ・ 法令遵守 = コンプライアンス(違法行為をしない)という意味である  
違法行為の対象 = 民法や刑法など日常生活上守らなければならないもの  
法、条例の解釈を固くするという意味ではない

(5. 運営原則より移動、職員ひとりひとりの課題であるため)

- 国の法律・命令に加え、条例や規則を含めることを明確にするため「法令等」とする。
- 「法令等を遵守する」とは、法令及び条例・規則を形式的に守るということだけでなく、行為を立法趣旨から見た時の当・不当も含めて考えるべきという趣旨であることを覚書きにいれる。

## 5. 運営原則

(1)

区民検討会議案 12

行政運営は、公平で公正なものでなければならない

(2)

区民検討会議案 13

行政運営は、最小の経費で最大の効果をあげるものでなければならない

- 「最小の経費で最大の効果」とは、「安ければ安いほど良いという意味ではなく、求める効果に対して適正な最小の経費という意味」であることを覚書きにいれる。

(区民検討会議合意事項 5)

区民からの提案を保障する 報告する 評価(外部だけではなく、区民からの評価)  
= 場づくり  
参加・協働へ移動する

(区民検討会議合意事項 6)

- ・ 行政の運営を外部団体に丸投げはしない 条例には盛り込まない
- ・ 全員協議会の推進(議会と行政との関係) 条例には盛り込まない

## 6. 説明責任と情報の共有

区民検討会議案 20

行政は、多様な方法により区政運営に関する情報の共有に努め、区民への説明責任を果たさなければならない

- ・ 行政の「説明責任と情報の共有」、議会の「説明責任と情報の共有」としてそれぞれ該当するところに項目を設けるか 2か所に書き込む  
行政・議会を含めた「説明責任と情報の共有」とする 1か所にまとめて書き込む  
「説明責任と情報の共有」では、 の方法が考えられる

検討項目7「議会の役割と責務」のワークショップでも出てきたことから、を  
採用して、行政、議会それぞれのところに盛り込むこととした。

## 7. 評価

区民検討会議案 14

行政は、行政評価を行い、その結果を公表し、施策に反映しなければならない

- ・ ここでは、「客観的」にこだわりたい。
- ・ P D C AのサイクルのCの部分である。 Aも入れたい 「施策に反映」
- ・ 人事評価については、ここには入れない。
- 行政評価の実施にあたっては、客観性をもって行うことを覚書きにいれる。

## 8. 参加と協働

(1)

運営会案 15

行政は、計画の策定、実施、評価、見直しの過程において区民参加に基づき、政策を形成するよう努めなければならない



【変更】「計画」 「政策」へ変更

「政策を形成するよう」 「行うよう」へ変更

区民検討会議案 15

行政は、政策の策定、実施、評価、見直しの過程を、区民参加に基づいて行うよう努めなければならない

- ・ どういう段階で参加するのかについて、明記する必要がある。
- ・ P D C Aのサイクルの全ての段階で参加、協働が行われなければならない。

(保留事項)

「住民投票条例の策定には区民参加で行いたい」この件を条例に盛り込むのは難しいが  
どのように担保するのかは引き続き検討する。

(2) 行政によるサービスの提供について

区民検討会議案 16

行政は、地域課題の解決のために、区民との協働に努めなければならない

(3) 参加、協働の制度について

区民検討会議案 17

行政は、多様な方法を用いて、区民の意見を十分聴くよう努めなければならない

(区民検討会議合意事項 7)

「住民自治の支援」 条例には盛り込まない

(区民検討会議合意事項 8)

「区は地域自治の推進を支援しなければならない」 地域の基盤へ

9. 財政運営

(1)

運営会案 17

財政の健全化および自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない



【変更】文章を2つに分ける

主語をそれぞれ「行政は」とする

区民検討会議案 18

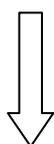
- ・ 行政は、財政の健全化および自立的な財政基盤の確立に努めなければならない
- ・ 行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない

- ・ 「バランスのとれた収支、自立的には、自治体として自立する、都区の関係も視野に入れる」の意味を含む。
- ・ 「財政基盤の確立」=自治体経営安定化の推進の意味、税金の徴収も含める。
- 財政状況の悪いときは区債の発行を抑制する。

(2)

運営会案 18

歳入、歳出予算の執行状況等、財政状況を区民にわかりやすく説明するとともに、財政の透明性の確保に努めなければならない



【変更】「予算の執行状況」をとる

主語を「行政は」とする

区民にわかりやすく「説明するとともに」「説明し」

行政は、歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならない

- ・ 執行状況等 バランスシートなどの財務諸表を含む。
- ・ 自主課税権については、「運営会案 17 自立的な」に含まれている。

(区民検討会議合意事項 9)

年度赤字の責任 条例には盛り込まない

(区民検討会議合意事項 10)

予算・決算  
運営会案 17、18 に含まれると考える 条例には盛り込まない

## 10. その他

(区民検討会議合意事項 11)

区長・議員の任期を明確に定める 条例には盛り込まない

~~運営会案 19~~

例) 教育委員会はもっとまちづくりに参加するように努めなければならない  
(留意事項 ここで盛り込んでおいて、検討項目 15「教育」で検討後、削除する)

- ・ ここでは、行政委員会(特に教育委員会)と連携を深めて政策を推し進めることが必要だということを確認した。  
留意事項にあるように、検討項目 15「教育」での検討では、連携を深めることを盛り込むことが予想されるので、ここでは例として挙げておくが、検討後削除することとしたい。



運営会案として取り下げることとした

(区民検討会議合意事項 12)

議会は自らを律し、効率向上のため、員数減も目標を作る  
検討項目 7「議会の役割と責務」へ

### (3) 運営会案 B

「第 46 回 区民検討会議  
(H22.5.13 開催)」に提示した運営  
会からの提案資料

## 盛り込むべき事項運営会案 検討項目 7 「議会の役割と責務」

22.4.27 運営会

22.5.6 区民検討会議

### 1. 議会の位置付け

区民検討会議案 1

区民の代表機関として議会を置く

- ・ 区長の位置付けにあわせて、議会の位置付けについても定める

### 2. 条例の遵守

後日検討する

### 3. 議会の運営

(1)

区民検討会議案 2

議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、適正な行政運営が行われるよう  
調査し、監視しなければならない

- ・ 「チェックする」、「監視する」の文言は、二元代表制に表現されている
- ・ 「二元代表制」の文言は、区民に理解されにくいのではないかと  
わかりやすい言葉で表現しようとするので、「二元代表制」とする

### 運営会合意事項 (1)

効率的な議会運営を行なう 盛り込まない (以下漢字を使った表記に訂正)

### 運営会合意事項 (2)

会派に関する 2 文 盛り込まない

### 運営会合意事項 (3)

継続審査の請願・陳情について 盛り込まない

運営会合意事項（４）

議会の夜間、土日開催について 説明責任と情報の共有へ移動する

運営会合意事項（５）

解決すべき内容を提案、審議 区民参加へ移動する

運営会合意事項（６）

「予算案を公表し」の部分 説明責任と情報の共有へ移動する  
「民意を聞く」の部分 区民参加へ移動する

（２）

区民検討会議案 3

議会は、自治立法機関であることを自覚し、区民生活に必要な条例の制定、改廃に努めなければならない

- ・ 自治立法機関について、唯一の立法機関は国会であるが、自治立法する役割は議会が担う。自治立法機関であることの自覚を促すために提案したい  
「自治立法機関である」の表記については「自治立法の担い手として」のほうが適切かもしれないが、ここではあえて「機関」という。

その他 議会事務局

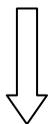
運営会案 6

前条の目的を達成するための体制を整備しなければならない  
(運営会案 2, 3 の後にいれる)

【変更】主語を「議会及び区長は」とする

「前条」 (1) 及び (2) とする

「しなければならない」 「努めなければならない」とする



区民検討会議案 6

議会及び区長は、(1) 及び (2) の目的を達成するための体制の整備に努めなければならない

- ・ 自治立法を支える仕組みとしていれてはどうか
- ・ ワークショップで「議会事務局の充実を図る」という意見があったが、この“充実を図る”のは誰か
- 主語については、任命権、人事権を考慮して、「議会及び区長」とする

#### 運営会合意事項（ 7 ）

各委員会は、10年以上の長期計画を策定し、毎年見直す  
議員の行動規範へ移動する

#### 運営会合意事項（ 8 ）

議会の招集権  
予算提案権を議会も有する } 法律上、盛り込むことは困難である

#### 保留事項

「自由討議会」については、誰が誰に対して行うものなのか不明であるため、  
保留事項とする

### 4. 区民参加

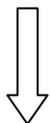
#### 運営会合意事項（ 9 ）

各委員会への一般の人の公募 対等に委員会の構成員になるのは無理である  
の区民参加の仕組み 説明責任と情報の共有については、あわせて検討する

### 5. 説明責任と情報の共有

運営会案 4

議会は、多様な方法により議会運営に関する情報の共有に努め、区民への説明  
責任を果たさなければならない



【変更】「情報の共有」の前に「区民との」を入れる  
「説明責任を」の前の「区民への」を削除する

区民検討会議案 4

議会は、多様な方法により議会運営に関する区民との情報の共有に努め、説明  
責任を果たさなければならない

- ・ 議員活動（報告会等）はしても、議会としての活動がなかった
- ・ 区民参加の論点は、議会と住民がどのようにかかわるかである
- 誰と情報を共有するのかをわかりやすくするために、「区民との」を「情報の共有」

の前にもってくる。同時に「説明責任」の前にある「区民への」を削除して重複を避ける

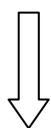
- 前回会議で合意した行政の運営に関する事項も同様に修正する（行政は、多様な方法により行政運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない）

## 6. 議員の行動規範

(1)

運営会案 7

議員は、区民の信託を得た区民の代表として権限と責務を自覚して行動しなければならない



【変更】「区民の信託を得た」を削除する

区民検討会議案 7

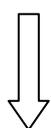
議員は、区民の代表として権限と責務を自覚して行動しなければならない

- 「区民の信託を得た」という表現は、適切ではない
- 前回会議で合意した区長の位置づけについての事項の表現も改めるべきだ。  
「区民の信託を受けた区の代表として区長を置く」を「区の代表として」という表現に改める

(2)

運営会案 8

議員は、多様な区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない



【変更】「多様な」を削除する

区民検討会議案 8

議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない

- 「多様な」が無くとも趣旨は変わらない。

(3)

区民検討会議案 9

議員は、政策立案及び審議する能力の向上に努めなければならない

運営会合意事項 (10)

マニフェストをつくる 盛り込まない

その他 議員の資質

運営会合意事項（11）

自らの行動に責任を持ち、素質向上に努める  
議会の持つ権能を最大限に発揮して活動しなければならない 盛り込まない

運営会合意事項（12）

二世議員の候補を一期据え置く 盛り込まない

運営会合意事項（13）

議員定数は、財政・区政の状況により、期毎に定める 盛り込まない

運営会合意事項（14）

監査委員は外部委員としなくてはならない 盛り込まない

監査委員は地方自治法及び条例により定められている

その他 地域自治の促進

区民検討会議案5

議会は、地域自治を尊重し、議会運営を行うよう努めるものとする

(4) 今後の検討方針  
第46回区民検討会議(H22.5.25)で決定

《区民検討会議の検討項目》

※網掛けの項目は検討済み

0 前文
<b>1 条例の基本的考え方</b>
<b>2 区民の権利と責務</b>
<b>3 行政の役割と責務</b>
<b>4 (仮)行政の運営</b>
<b>5 区民参加の仕組み</b>
<b>6 情報の共有</b>
<b>7 議会の役割と責務</b>
<b>8 住民投票(住民の合意形成)</b>
<b>9 地域の基盤</b>
10 外国人
11 暮らし方の多様性
12 安全安心
13 環境
14 平和・人権
15 教育
<b>16 税財政</b>
17 国・他自治体との連携
18 進行管理委員会
19 改正手続き
20 子ども

検討項目10～15、17～20の区民検討会議検討方針  
《未検討項目とその取扱いについて》

※網掛けの項目は盛り込み済み又は前文で検討する項目

0 前文	これまで、前文で検討を行うとされたことを踏まえ検討する
10 外国人	「外国人」、「暮らし方の多様性」は併せて検討する
11 暮らし方の多様性	
12 安全安心	「安全安心」は検討項目に加えることとした (20100525第46回合意)
13 環境	「環境」は前文で検討する
14 平和・人権	「平和」は前文で検討する 「人権」は「条例の基本的考え方」で盛り込み済み
15 教育	
17 国・他自治体との連携	
18 進行管理委員会	
19 改正手続き	
20 子ども	

《今後の検討方針案》

検討順序1	
10 外国人	11 暮らし方の多様性
12 安全安心	
15 教育	
20 子ども	
検討順序2	
17 国・他自治体との連携	
18 進行管理委員会	
19 改正手続き	
検討順序3	
0 前文	

## (5) 運営会案C

「第51回 区民検討会議  
(H22.7.22開催)」に提示した運営  
会からの提案資料

### 条例に盛り込むべき事項運営会案 その4

検討項目10「外国人」、11「暮らし方の多様性」、検討項目12「安全安心」、  
検討項目15「教育」、検討項目20「子ども」

2010.6.12 臨時運営会

2010.6.22 運営会

2010.6.22 区民検討会議

2010.7.1 区民検討会議

#### 1. 外国人、暮らし方の多様性

##### (1) 権利と役割

(区民検討会議合意事項1)

【結論】盛り込まない 【理由】区民の権利に入っている

- ・ 区民の範囲に外国人も含まれていることから区民の権利に含まれる。
- ・ 新宿が感じている“外国人問題”をフォローするような一文を入れるか 規定すると、逆に排除感、差別感がうまれてしまうのではないか
- ・ 基本理念にある「人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする」で基本的人権の尊重をうたっている

##### (2) 生活のルール

(区民検討会議合意事項2)

【結論】盛り込まない 【理由】区民の責務に入っている

- ・ 区民の責務「ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」で規定されている
- ・ また、生活のルールを守ることは、外国人だけではなく日本人にも適用されるべき事項である

##### (3) コミュニティ・多文化

(区民検討会議合意事項3)

【結論】盛り込まない 【理由】区民の責務に入っている

- ・ 検討項目 2 の区民の責務で「ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」と規定されている
- ・ 「多文化共生」は文言として入っているか？  
検討項目 17「国・他自治体との連携」で盛り込んだ

#### (4) 区の責務

(区民検討会議合意事項 4)

【結論】盛り込まない 【理由】前の事項について規定しないのであれば、必要ない

#### (5) 自治基本条例の尊重

(区民検討会議合意事項 5)

【結論】盛り込まない 【理由】区民であれば、当然に尊重するものである

#### (6) 区政への参画

(区民検討会議合意事項 6)

【結論】盛り込まない

【理由】外国人会議を設置するか否かは個別の施策・事業に関することなので、自治基本条例に盛り込むのは馴染まない。

(区民検討会議合意事項 7)

##### 1. 外国人、暮らし方の多様性全般について

区民の 1 割以上を外国人が占める新宿区の自治基本条例において、あえて「外国人・多様な暮らし方」について何も規定しないことが多文化共生のあり方と捉える。

しかし、前文でその主旨は設けておきたい。

## 2. 安全安心

### (1) 区民の権利と役割

(区民検討会議合意事項 8)

【結論】盛り込まない 【理由】区民の権利と責務で盛り込み済み

- ・ 区民の権利「(3) 区民は、安全で安心して暮らす権利を有する」に含まれている

- ・ 区民の責務「( 1 ) 区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」に含まれている。

## ( 2 ) 安全安心の保障

( 区民検討会議合意事項 9 )

【結論】盛り込まない 【理由】区民の権利、行政の責務で盛り込み済み

- ・ 行政の役割と責務「( 1 ) 行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない」に含まれる
- ・ 「次世代」の文言については、前文に盛り込みたい

## ( 3 ) 行政の責務

( 区民検討会議合意事項 10 )

【結論】盛り込まない 【理由】行政の責務で盛り込み済み

- ・ 行政の責務 検討項目 3 行政の役割と責務「( 1 ) 行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない」に含まれる
- ・ 不安全・不愉快 検討項目 3 行政の役割と責務「( 2 ) 行政は、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない」に含まれる

## ( 4 ) 関係者の協力

( 区民検討会議合意事項 11 )

【結論】盛り込まない 【理由】条例で規定するのは難しい

- ・ 班の意見は、本来、個人の判断に委ねられることではないか。“～しなければならない”という表現はできない。

## ( 5 ) 大地震

( 区民検討会議合意事項 12 )

【結論】盛り込まない 【理由】行政の責務で盛り込み済み

- ・ 検討項目 3 行政の役割と責務「( 1 ) 行政は、自らの判断と責任の下、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない」に含まれる
- ・ 検討連絡会議の骨子案に盛り込むべき事項の「行政の役割と責務」では、「行政( 執行機関 ) は、公共サービスの提供にあたり、基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めるものとする」としている。

(6) この項の検討経緯

安全安心を守るために、「区民の権利」「行政の責務」のほか「関係者の協力」の項を設けた上で、「安全安心」として、ひとつの項目にまとめてはどうかという提案があったが、「区民は、安全で安心して暮らす権利を有する」を「区民の権利」の項目から抜き出して独立させると、「安全で安心して暮らす権利」が区民の権利に含まれないと誤解のおそれがあるなどの理由から、運営会提案どおりとすることで合意した。

3. 教育

(1) 教育を受ける権利

(区民検討会議合意事項 13)

【結論】盛り込まない 【理由】区民の権利で盛り込み済み

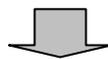
- ・ 検討項目2 区民の権利「(5) 区民は、学ぶ権利を有する」に含まれる。
- ・ 検討連絡会議では、学ぶ権利について、“自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利”としている

(2) 地域と教育

運営会案 1

区は、家庭、地域、学校の連携により、自治の担い手をはぐくむ教育を行う措置を講ずる

- ・ 教育は、家庭や学校だけで行われるのではなく、地域とのかかわりも大切である
- ・ 「自治の担い手」については、子どもから大人まで自分たちで治めていくという「自治の担い手」の意識が不可欠である 人材を育成する
- ・ 「歴史、文化、伝統」については、前文で盛り込んでどうか。検討項目2 区民の権利と責務で「伝統文化を守る」について前文または他の項目で盛り込むことで合意している。
- ・ 「家庭、地域、学校の連携」と「自治の担い手をはぐくむ教育」の二文に分ける。



下記のとおり変更

運営会案修正案 1

家庭、地域、学校は、連携して教育環境を整えるよう努める  
区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講ずる



【変更】 を2文に分け、3文にする

家庭、地域、学校、区等は、連携して教育環境を整えるよう努める  
家庭、地域、学校、区等は、自治の担い手を育む教育を行う  
区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講ずる

区民検討会議案 1

- ・ 家庭、地域、学校、区の四者が対等の立場で連携する
- ・ 自治の担い手を育む教育を行うのは、区だけではなく、家庭・地域・学校も行う

### (3) 子どもの教育

(区民検討会議合意事項 14)

【結論】盛り込まない

【理由】施策・事業に関する事なので、自治基本条例に盛り込むのは馴染まない。

## 4. 子ども

### (1) 子どもの権利

運営会案 2

区は、次世代の担い手としての子どもの権利保障に努めなければならない

- ・ 子どもは区民であるが、「次世代の担い手」としてあえて子どもについて規定したい



下記のとおり変更

区民検討会議案 2

子どもは、次世代の担い手として育つ権利を有する

子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する

「子どもは、年齢に応じて区政に参加する権利を有する」などの参加権を盛り込むが上記に盛り込むこととした。年齢に応じての主旨を踏まえ、たうえて、「社会の一員として」の表記にすることとした。

### (2) 地域の役割

(区民検討会議合意事項 15)

【結論】盛り込まない 【理由】運営会案 1 及び 2 にその趣旨は含まれている

### (3) 政策

(区民検討会議合意事項 16)

【結論】盛り込まない

【理由】施策・事業に関する事なので、自治基本条例に盛り込むのは馴染まない。

### (4) この項の補足

(区民検討会議合意事項 17)

本条例において、「子ども」は、18歳未満のことを指すこととする。

## ( 6 ) 運営会案 D

「第 51 回 区民検討会議  
(H22.7.22 開催)」に提示した運営  
会からの提案資料

### 条例に盛り込むべき事項運営会案 その 4

検討項目 17「国・他自治体等との連携」、検討項目 18「進行管理委員会」、  
検討項目 19「改正手続き」

2010.6.12 臨時運営会

2010.6.22 運営会

2010.7.1 区民検討会議

### 検討項目 17 国・他自治体等との連携

#### ( 1 ) 連携の対象及び ( 2 ) 連携の目的

区民検討会議案 1

区は、国及び都と対等な関係にあり、基礎的自治体としての自治権を強化する

- ・ 自主・自律性をもった基礎的自治体をめざす

区民検討会議案 2

区は、国及び他自治体との広域的な連携を図る

区民検討会議案 3

区は、国際都市として、国際社会との相互理解及び協調に努める

- ・ 新宿は国際都市であることから、今後はさらに国際的にも連帯していかなければならないだろう（新宿らしさを盛り込んだ）
- ・ 連帯には、区内に住む外国人との交流も含めている
- ・ 国際社会との関係を盛り込んだことにより、検討項目 17 の名称を「国・他自治体との連携」から「国・他自治体等との連携」に変更
- ・ 「連帯」が条例になじまないため、趣旨を生かして「相互理解と協調」とした

#### ( 3 ) 連携の態様

(区民検討会議合意事項 1)

【結論】盛り込まない

【理由】連携、連帯についての個別の手法は、自治基本条例に盛り込むのは馴染まない

## 検討項目 18 進行管理委員会

(1) 設置・構成 及び (2) 役割

区民検討会議案 4

区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する 委員会  
を設置する

その他、 委員会に関することは別に条例に定める

- ・ 委員会の構成については、自治基本条例を区民・議会・行政の三者で作りあげているのだから、構成員もこの三者とするべきである
- ・ 各班の意見として出てきた 委員会の役割を整理した
- ・ 本条例の見直しの要否の検討は、 委員会が行う。改正の必要があるときは、区長、議会に提言する
- ・ 委員会の提言がなくても、区長、議会からも改正の発議は可能
- ・ の「その他、」の表記については、確認する

## 検討項目 19 改正手続き

(1) 見直しの時期等

(区民検討会議合意事項 2)

見直しの時期について 【結論】盛り込まない

【理由】 改正の要否は 委員会の検討事項であるから。

(2) 改正の手法

(区民検討会議合意事項 3)

改正を検討する委員会について 【結論】盛り込まない

【理由】 その役割は 委員会が担うから。

(区民検討会議合意事項4)

住民の署名1/50をもって議会に提出できる

【結論】盛り込まない 【理由】規定しなくても法律上可能

(区民検討会議合意事項5)

改正の手続きについて 【結論】盛り込まない

【理由】この条例は今後進化し、より良い条例を目指すものであるため、改正を前提としている。よって、改正時の住民投票は不要である。

## ( 7 ) 前文検討案

「第 53 回 区民検討会議  
(H22.8.12 開催)」に提示した運営  
会、前文検討チームからの提案資料

### 前文検討案 その 3

22.7.22 第 51 回区民検討会議

22.7.22 第 55 回運営会

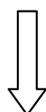
22.7.27 第 52 回区民検討会議

22.7.27 第 56 回運営会

#### ( 構成 1 ) まちの歴史、文化、環境や自治の取組み

新宿区は昭和二十二年(1947 年)に牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。そのなかでも江戸時代からある町屋を中心とした地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域が都市化した区域でもありました。

新宿区は、日本各地、世界中からの新しい人々といづきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。



#### 第 51 回区民検討会議で検討

新宿区は昭和二十二年(1947 年)に(a)牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。(b)そのなかでも(c)江戸時代からある町屋を中心とした地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域が(d)都市化した区域でも(e)ありました。

新宿区は、日本各地、世界中からの(f)新しい人々といづきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。

#### 【区民検討会議での主な意見】

- (a) 「合併」という文言を前文に入れることについて、控えたほうがいいのではないかと、入れることについて、区民検討会議で合意
- (b) 「そのなかでも」を入れることに違和感がある。
- (c) 町屋だけでなく、武家屋敷や寺社を中心に発達した地域もあるので、入れたい。

- (d) 「都市化」の意味するところが不明確である。
- (e) 「ありました」の文言について違和感がある。
- (f) **新 宿** 新宿区の意味しているところは、このような意味か？
- (g) “利便性”という言葉を入れたい。
- (h) 新宿区には、豊かな水と緑があるので、この文言を入れたい。
- (i) (構成1)の後半の3行が、(構成2)の冒頭の2行と重複するのではないか？



### 第55回運営会 + 前文検討チームで検討

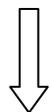
新宿区は昭和二十二年(1947年)に牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。江戸時代からある町屋を中心とした地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域などが都市化し、多様な地域特性をもち、利便性の高い新宿区を形成してきました。

新宿区は、日本各地、世界中からの新しい人々といぶきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風と豊かな水と緑あふれる環境がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。

#### 【運営会 + 前文検討チームの提案】

- (a) 「合併」という文言を前文に入れることについて、控えたほうがいいのではないか。  
区民検討会議の合意どおり、新宿区の成り立ちなので、入れたい
- (b) 「そのなかでも」を入れることに違和感がある。
- (c) 町屋だけでなく、武家屋敷や寺社を中心に発達した地域もあるので、入れたい。
- (e) 「ありました」の文言について違和感がある。  
(b)(c)(e) (b)「そのなかでも」(e)「ありました」を削除し、(e)純農村地域などを入れた。  
また、多様性のある地域が混在することを表現するために、多様な地域特性をもちを新たに入れた。
- (d) 「都市化」の意味するところが不明確である。  
江戸時代以前から比べると「都市化」したという意味である。
- (f) **新 宿** 新宿区の意味しているところは、このような意味か？  
成り立ちからすればこのような意味ではない。たまたまこのような表現になったと解釈したい。
- (g) “利便性”という言葉を入れたい。  
前半に利便性の高いと入れた。
- (h) 新宿区には、豊かな水と緑があるので、この文言を入れたい。  
後半にと豊かな水と緑あふれる環境を入れた。

- (i) (構成1)の後半の3行が、(構成2)の冒頭の2行と重複するのではないか？  
(構成1)を受けて(構成2)でうたっているので、重複にはならない。



第52回区民検討会議で検討

新宿区は昭和二十二年(1947年)に牛込区、四谷区と淀橋区が(j)合併してできた区です。江戸時代からある(k)計画的に市街地として発展してきた地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域などが都市化し、多様な地域特性をもち、利便性の高い新宿区を形成してきました。(l)

新宿区は、日本各地、世界中からの新しい人々といぶきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風と豊かな水と緑あふれる環境がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。

【区民検討会議での主な意見】

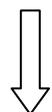
(j) 「合併」について、法的には「合体」であるが、一般的な文言として「合併」とすることを合意した。

(k) 「町屋を中心とした地域」新宿区の歴史を調べると、新宿区は、江戸時代から計画的に武家屋敷や寺社を配置し、そこを中心として市街地を形成してきた。

「計画的に市街地として発展してきた地域」に修正する

この条例は、自治基本条例であり、現在の新宿区の自治があるのは先人の努力の積み重ねの結果であるので、ここに一文いれたい。

運営会 + 前文検討チームで検討する



第56回運営会 + 前文検討チームで検討

新宿区は昭和二十二年(1947年)に牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。江戸時代からある計画的に市街地として発展してきた地域、新宿駅を中心とした新興商店街地域、丘陵地の高台にあった純農村地域などが都市化し、多様な地域特性をもち、利便性の高い新宿区を形成してきました。また、暮らしやすい地域社会を求めて、自治権の拡充の取り組みを進めてきました。

新宿区は、日本各地、世界中からの新しい人々といぶきが宿れる受容能力と寛容性がにぎわいのあるまちを創りだし、その人々とともに育んだ伝統ある文化を尊重する気風と豊かな水と緑あふれる環境がやすらぎのあるまちを形成して、発展してきました。

【運営会 + 前文検討チームの提案】

- (1) 区民検討会議で出た「自治権の拡充を進めてきました。」をもとに、その目的を文章化して入れることとした。

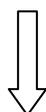
「また、暮らしやすい地域社会を求めて、自治権の拡充の取り組みを進めてきました。」

(構成2) それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

1 (a) 私たちは、新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちを目指します。

私たちは、区民の生命、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の(b)構築を目指します。

私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和の実現を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。



第51回区民検討会議で検討

私たちは、新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちを目指します。

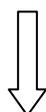
私たちは、区民の生命、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の実現を目指します。

私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和の実現を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。

【区民検討会議での主な意見】

(a) (構成1)の後半の3行が、(構成2)の冒頭の2行と重複するのではないか？〔再掲〕

(b) 多文化共生社会の構築 多文化共生社会の実現に変更する。【区民検討会議で合意】



第55回運営会+前文検討チームで検討

私たちは、この新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちを目指します。

私たちは、(c)区民の生命、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の実現を目指します。

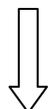
私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。

【運営会+前文検討チームの提案】

(a)冒頭の「私たちは、新宿区の…」に「この」を入れたほうが強調でき、(構成1)の

思いを引き継いでいることが伝わる

(b) 構築 実現としたので、「世界の恒久平和の実現を希求し」「の実現」を削除し、「実現」が重ならないようにした。



第 52 回区民検討会議で検討

私たちは、この新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちを(d)目指します。

私たちは、区民の生命、身体、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の実現を(e)目指します。

私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。

【区民検討会議での主な意見】

(c) 「区民の生命、財産」守るものは、生命、財産だけでなく、身体も入るのでは？

「区民の生命、身体、財産」とする。



第 56 回運営会 + 前文検討チームで検討

私たちは、この新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなるやすらぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちをめざします。

私たちは、区民の生命、身体、財産を守り、いつまでも安全・安心な社会、将来にわたって区民にやさしい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として多文化共生社会の実現をめざします。

私たちは、すべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。

【運営会 + 前文検討チームの提案】

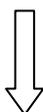
(d)(e) 「目指します」後段末尾が「いきます」とひらがなになっているので、こちらにあわせて、「めざします」としたい。

(構成3) その実現に向けて、区民の主体性や参加など自治の担い手の重要性

私たちは、区民・区長・議会が連携し、参加・協働により、自らの判断と(a)決意で、区政を運営し、(b)自ら責任を負う、新宿区のあるべき姿を常に追い求め、実現します。

私たちは、区内各地域の特性を生かし、一人ひとりの個性を大切にしながら、自らの意思で、(c)区民主権の下に、真の区民自治の実現を図ります。

(d)私たちは、学ぶ権利を尊重し、家庭、学校、地域が連携して教育環境を整え、自治の担い手を育む教育を進めます。



第51回区民検討会議で検討(合意)

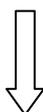
(e)私たちは、区民・区長・議会が連携し、参加・協働により、自らの判断と責任で、区政を運営し、新宿区のあるべき姿を常に追い求め、実現します。

私たちは、区内各地域の特性を生かし、一人ひとりの個性を大切にしながら、自らの意思で、区民が主役の、真の区民自治の実現を図ります。

私たちは、学ぶ権利を尊重し、家庭、学校、地域が連携して教育環境を整え、自治の担い手を育む教育を進めます。

【区民検討会議での主な意見】

- (a) 「決意」「責任」に変更する。【区民検討会議で合意】
- (b) (a)の変更に伴い、「自ら責任を負う、」を削除する。【区民検討会議で合意】
- (c) 「区民主権の下に」「区民が主役の」に変更する。【区民検討会議で合意】
- (d) この一文については原案どおりとするが、この取り扱いは、検討連絡会議に委ねる。(「教育」についての検討連絡会議の今後の議論次第である。)【区民検討会議で合意】



第52回区民検討会議で検討(合意)

私たち区民・区長・議会が連携し、参加・協働により、自らの判断と責任で、区政を運営し、新宿区のあるべき姿を常に追い求め、実現します。

私たちは、区内各地域の特性を生かし、一人ひとりの個性を大切にしながら、自らの意思で、区民が主役の、真の区民自治の実現を図ります。

私たちは、学ぶ権利を尊重し、家庭、学校、地域が連携して教育環境を整え、自治の担い手を育む教育を進めます。

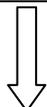
【区民検討会議での主な意見】

- (e) 「私たちは、区民・区長・議会」私たち=区民・区長・議会であるので、「は、」を削除する。

(構成4) 条例を制定する意義や決意

私たちは、(a)明日を切り拓くという思いを込め、(b)区民が主役の自治を創る新宿区の原点をここに示し、(c)進化していく(社会の変化に対応していく)自治基本条例を(d)最高規範として制定します。

「進化していく(社会の変化に対応していく)」を入れることで、最高規範として鎮座する条例であるという決意が弱まってしまうという意見もあった。



区民検討会議で検討(合意)

私たちは、区民が主役の自治を創る新宿区の原点をここに示し、明日を切り拓くという思いを込めて、この自治基本条例を新宿区の最高規範として制定します。

【区民検討会議での主な意見】

(a)(b) (a)と(b)の節を入れ替えることとした。【区民検討会議で合意】

(c) 「進化していく(社会の変化に対応していく)」 削除することとした。【区民検討会議で合意】

(d) 「最高規範」の前に「この」を入れて強調することとした。【区民検討会議で合意】

(8) 骨子案に対する区民検討会議からの意見要望  
 (第52回区民検討会議(H.22.7.27)にて合意)

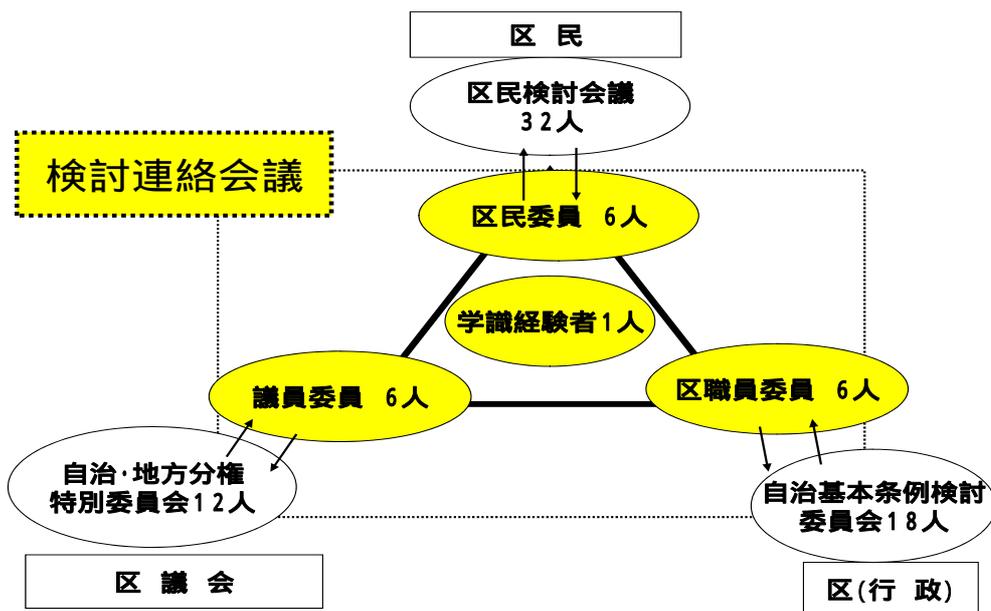
骨子案に対する区民検討会議からの意見要望

2010. 07. 27 第52回区民検討会議

項番	区分	骨子案	区民検討会議からの意見	理由	担当
1	1 条例の基本的考え方 (総則) 「4用語の定義」	(区民の定義) 新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えた者をいう。	「に」及び「を加えた者」を削除することを要望する。	「加える」という表現は、おかしいのではないか。	検討チーム1
2	6 住民投票	①区長は、住民の生活および区政に重大な影響を有する事項について、別に定める住民投票条例に基づく発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。 ②区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 ③住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。	区民検討会議案の発議要件及び投票権者に関する事項を自治基本条例に盛り込むことを要望する。	住民投票は区民にとって非常に重要な制度である。自治基本条例にその基本的な事項は定めておく必要がある。	検討チーム3
3	7 地域自治	①区は、区民が地域の特性と自主性をいかし、個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。 ②区は、一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける。 ③区民は、地域自治区ごとに地域自治組織を置くことができる。 ④区の行政機関は、地域自治を推進するため必要な措置を講ずるものとする。 ⑤地域自治区及び地域自治組織に関し必要な事項は、別の条例で定める。	区民検討会議案の「区分F: 地域自治組織」の(1)(3)(4)の主旨を盛り込むことを要望する。	地域自治について、区民検討会議として合意したのは、①地域自治組織を設置すること②区域等を含めた地域自治組織に関することについては個別の条例で十分議論する必要がある。 区域を定めることが前提となっているのではない。	検討チーム3

( 9 ) 検討連絡会議の構成

区民・議会・行政の三者で構成する  
 ( 仮称 ) 新宿区自治基本条例検討連絡会議の構成図



( 参考 ) 区民検討会議の構成



(10) 区民・議会・行政検討項目一覧

検討連絡会議の検討にあたって、三者間で共通する項目を分類し、「区分」として検討を進めるための資料

区民・議会・行政 検討項目一覧

※検討項目の並び順は作表の都合上の便宜的なものであり、検討の順序を示すなどの意味付けはない

H22.1.26修正

区分	(区民) 区民検討会議		(議会) 自治・地方分権特別委員会		(行政) 条例検討委員会専門部会	
	項目		項目		項目	
	前文		前文		前文	新宿の特性 基礎自体としての位置付け
A	条例の基本的考え方	条例の目的	総則	目的	条例の基本的考え方	条例の目的
		条例の基本理念		用語の定義		基本理念・基本原則
		条例の基本となる用語の定義		最高規範性		用語の定義
		条例の位置付け				条例の位置付け(最高規範性)
			原則	理念		
			原則	原則		
B	利区と民の責務	区民の権利	利区と民の責務	区民の権利	利区と民の責務	区民の権利
		区民の責務		区民の責務		区民の責務
G	行政の役割と責務		執行機関	首長の設置	行政の役割とその運営	区(執行機関)の役割と責務
				区長の責務		区長の役割と責務
				執行機関の役割		職員に関する事項(育成、啓発、責務等)
				職員の役割		基本構想、総合計画
	政(仮)の運営行政		自治体運営の基本原則①	区政運営	行政手続	行政評価
	税財政	財政運営		財政運営の原則		
D	議会の役割と責務		議会	議会の設置	議会の役割	議会に関する基本事項、責務
				議会の責務		
		議員の責務				
E	区民参加の保障	区民参加の保障	自治体運営の基本原則②	区民参加	区政への参加と協働	区民の意見表明及び提案
		地域自治		(住民投票)		住民投票制度
		協働				審議会の公開と参加
		住民投票				協働の推進
F	地域の基盤		地域自治	地域自治の推進	地域自治の仕組み	地域自治の目的及び設置
				地区協議会		
G	情報の共有		自治体運営の基本原則③	情報公開・個人情報保護	情報の共有	情報公開、情報提供
						意思決定の明確化
						意思決定の透明性
H	委員会進行管理		その他	条例規定の見直し	条例の見直し・評価等	条例の体系化
						条例の見直し規定
						条例の評価と監視
I	関係と自				関係と自	
J	外国人暮らし方の多様性					
		安全安心				
		環境				
		平和・人権				
		教育				
	子ども					



## 8. 委員等名簿

### ● 区民検討委員名簿

- ・H20.7.22.新宿区長及び新宿区議会議長から委嘱(委嘱の終期は、当初、「条例公布の日まで」としていたところ、H22.10.14に「平成22年12月31日まで」に伸長)
- ・備考に記載のある委員は、記載のとおり
- ・H22.7.16.以降、欠員1名

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	公募委員	H21.6.1から
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	
今井 茂子	イマイ シゲコ	公募委員	
植木 康雄	ウエキ ヤスオ	公募委員	
大浦 正夫	オオウラ マサオ	大久保地区協議会	H21.4.8まで
大友 敏郎	オオトモ トシロウ	公募委員	
荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	新宿NPOネットワーク協議会	H21.1.29まで
河村 寛二	カワムラ カンジ	公募委員	
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	H22.7.15まで
清田 英雄	キヨタ ヒデオ	公募委員	H21.5.18まで
来栖 幹雄	クルス ミキオ	新宿NPOネットワーク協議会	
黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	榎地区協議会	
小林 辰男	コバヤシ タツオ	公募委員	
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	
城 克	ジョウ マサル	新宿駅周辺地区協議会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	
竹内 妙子	タケウチ タエコ	公募委員	
田中 尚典	タナカ ナオノリ	公募委員	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	
津吹 一晴	ツブキ カズハル	笹笥町地区協議会	
徳永 久子	トクナガ ヒサコ	公募委員	
富井 敏弘	トミイ トシヒロ	大久保地区協議会	H21.4.16から
中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	公募委員	
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
野村 晃	ノムラ アキラ	落合第二地区協議会	H22.6.22から
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	
平岡 徹	ヒラオカ トオル	落合第二地区協議会	H22.5.24まで
古澤 謙次	フルサワ ケンジ	戸塚地区協議会	
三木 由希子	ミキ ユキコ	公募委員	
水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	公募委員	
森山 富夫	モリヤマ トミオ	新宿区町会連合会	
安田 明雄	ヤスダ アキオ	柏木地区協議会	
山下 馨	ヤマシタ カオル	新宿NPOネットワーク協議会	H21.2.26から
吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	新宿区町会連合会	H20.10.24から
和田 博文	ワダ ヒロフミ	落合第一地区協議会	
渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	公募委員	

## ● 学識経験者

・H20.7.22.新宿区長及び新宿区議会議長から委嘱(委嘱の終期は、当初、「条例公布の日まで」としていたところ、H22.10.14に「平成22年12月31日まで」に延長)

氏名	フリガナ	備考
牛山 久仁彦	ウシヤマ クニヒコ	明治大学政治経済学部教授
辻山 幸宣	ツジヤマ タカノブ	公益財団法人地方自治総合研究所所長

## ● 運営委員名簿

・H20.10.6第4回区民検討会議にて選任  
 ・備考に記載のある運営委員は、記載のとおり  
 ・運営会世話人代表及び副代表は、H20.11.27第7回区民検討会議にて承認  
 ・備考に記載のある運営会世話人副代表は、記載のとおり

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	H21.1.22からH22.3.30まで
今井 茂子	イマイ シゲコ	公募委員	
植木 康雄	ウエキ ヤスオ	公募委員	運営会世話人副代表
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	H22.7.15まで
清田 英雄	キヨタ ヒデオ	公募委員	H21.5.18まで
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	H21.1.22から
城 克	ジョウ マサル	新宿駅周辺地区協議会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	運営会世話人代表
竹内 妙子	タケウチ タエコ	公募委員	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	運営会世話人副代表
中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	公募委員	
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	H21.1.22から
平岡 徹	ヒラオカ トオル	落合第二地区協議会	H22.5.24まで
安田 明雄	ヤスダ アキオ	柏木地区協議会	
和田 博文	ワダ ヒロフミ	落合第一地区協議会	運営会世話人副代表(H22.1.21から)

## ● 区民代表委員名簿

・H21.1.22第10回区民検討会議にて選任  
 ・備考に記載のある区民代表委員は、記載のとおり

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	H22.3.30まで
大友 敏郎	オオトモ トシロウ	公募委員	H22.4.8から
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	H21.10.28まで
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	H21.11.12から
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	

● 前文検討チーム委員名簿 ・H22.6.10第49回区民検討会議にて選任

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	公募委員	
今井 茂子	イマイ シゲコ	公募委員	
大友 敏郎	オオトモ トシロウ	公募委員	
来栖 幹雄	クルス ミキオ	新宿NPOネットワーク協議会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	公募委員	



## 9. 区民検討会議を振り返って ～区民検討委員の感想～

この章では、平成20年7月に発足し、平成22年12月に活動を終える「新宿区自治基本条例区民検討会議」を振り返っての感想文を、掲載を希望する区民検討委員の50音順に掲載します。

### 犬竹紀弘委員

区民委員各人の考え方・理解の仕方が多数あり、議論が白熱化し、一時は合意が難しいと心配しましたが、委員皆さんの強い意志のお陰でまとまり、素晴らしい基本条例が出来上がった事を嬉しく思います。けど、住民投票・地域自治関連の一部は別に定める条例となり、基本条例が完全な条例にならず残念であり、早く別条例が制定されることを期待しております。最後に検討連絡会議区民委員と女性委員の素晴らしい活躍に感謝致します。

### 今井茂子委員

落合第一地区協議会に、地元学校より昔日を学びたい旨、出張授業の依頼があった。語り部の話に生徒は引き込まれ、魅了された。初めて聴く戦争体験、落合の恵まれた自然等、疑似体験は生徒の心に染み入った。土地の記憶、人の営みを生徒達は身につけた。地域の魅力を知ることによって初めて愛着が持てる。彼らの意思と責任で創る新たな自治のまちに、自治基本条例を贈ろう。明るい新宿の未来に、先人達の人智の重なりを伝え残していきたい。

### 大友敏郎委員

新宿区自治基本条例は新宿区がガバメントからガバナンスの時代へと移行する上で、重要かつ必要な条例となると信じて、私は参加してきました。新宿区に住所を有する人並びに働く人、学ぶ人、活動する人及び活動する団体がいかに新宿区に関ってもらい、よりよい新宿区をいかに創り出せるかを十分に討議してきたと私だけでなく委員の多くが達成感をもったと確信しています。でも、ガバナンスの達成にはまだまだだとも痛感しました。

### 河村寛二委員

高野リーダー、検討連絡会議委員、及び運営委員の皆さんの熱心な活動のお陰で立派な基本条例が出来たと感謝します。折角出来上がった区民検討会議がこのまま解散したのでは「仏造って魂いれず」になります。我々はこれからも連携を保ち地域のコミュニティー造りのために自分の居住する地域だけでなく他の地域の活動にも関心を持って参加する態勢で区内の色々な地域での小さなコミュニティー造りに関与するシステムを作りませんか。

### 来栖幹雄委員

区民検討会議のメンバーはそれぞれの立場から、熱き想いを抱いて集まった人達ばかりです。私はNPO団体の推薦で参加しました。

価値観の異なる人々が多数決によらず、32名・全員の合意をめざすため、会議はお互いに忍耐と努力の連続でした。その結果3年間の検討を経て「新宿の憲法」ともいうべき素晴らしい基本条例が出来上がったと思います。

これを基点に、NPOは区民の一員として地域住民とともに地域課題に取り組み解決に貢献できればと思います。

### 黒川孔晴委員

他区の自治条例とは異なり、議会、行政、新たに区民代表が加わって一体となり合意の下での作成は素晴らしい事だと思いました。振り返ってみますと、委員全員が積極的、かつ情熱を持って活発に意見交換をし、多数決でなく合意の下で決められていく過程は私には初めての経験でありとても有意義でした。色々な意味で非常に難しい条文もあったかと思えます。出来上がった条例がこれから先、定期的に監視及び見直しされていくよう見守っていきたいと思います。

### 高野健委員

区民検討会議に参加して世話人代表、検討連絡会議副座長にもなり、得難い経験をしました。自分にとって良いものにしたいと考えています。今後、いくつかの条文に別の条例で定めると記してありますが、この条例を三者で具体化する最初の実践として尊重し、丁寧に作っていかねばなりません。そのためには、これで終わったのではなく継続して見守ることと、携わったもの或いは興味があるもの同士が集結をして、このことを推進していきたいと考えています。

### 竹内妙子委員

新宿区自治基本条例制定に参加して、地方自治の基本を考える会が、一般の人が退社する、夜の7時からの会合に耐えながらの3年間でした。

意見の異なる人が、合意形成して一つの意見にまとめることの難しさを痛感しました。様々な意見を出し合い、自分自身を見つめ直したり、人の意見に感心したり、時に反発したりしての場は、活気のあるものでした。新宿の未来にかける建設的な前向きな人々が集まり時を忘れて闘わした議論の場が未来へつながると思いました。

## 田中尚典委員

想像していたよりも個性豊かな人々が集まり、面白く、興味ぶかく議論してきました。条例は、妥協案としてつくられてきましたが、十分に議論され大変な作業でした。途中で交替したり出席できなくなった人がいたのは残念に思います。また区民検討委員としてだけでなく、他の役割も果たされた人達の苦勞に頭が下がります。私にとって区民検討会議は、有意義な時間でした。区民にとって、この条例は有意義なものであってほしいです。

## 土屋慶子委員

「区民と共に新宿区の憲法を作る」という話を聞き、何を思ったのか参加しなければと、ただそれだけの思いで手を挙げてしまいました。その日から、会議の度に予習復習の日々でした。討議の内容を理解するまで半年。発言できるようになるまで1年。ようやく他の委員と肩を並べられるかと思う頃、区民検討会議は終了です。でも、これからもこの縁を大切にし、機会あるごとに積極的に手を挙げていこうと思います。

## 富井敏弘委員

昨年の4月、第16回から、今年の11月迄、約40回、早い夕食をとってから9時過ぎまで。きっかけは地区協議会の代表としてだったが、だんだんと一区民として、地域自治を拡大し、浸透していこうという気持ち。こつこつと、一言一句噛み砕きながら、言葉の大切さ、ひとの思いの多様さを感じた日々でした。そうした想いのいっぱい詰まった条例、でも、これが地域自治の始まりで、これをどう活かしていくかは私達の手の中に在り、これからも機会があれば関わり、見守ってゆきたい。

## 中村国敬委員

ようやく、曲がりなりにも出発点にたどりついたというのが実感である。これからの取り組みこそが大事なことでありと認識している。同じテーブルで、不十分ながらもさまざまな意見が出され、議論が交わされたことは参加者一人ひとりにとって、貴重な体験をしたということである。このようなことを今後の取り組みに生かし、終わりのない民主主義の成長に努め、地域に住み、活動するすべての人びとの幸せを念じながら、着実に歩み続けてゆきたい。

体験と歴史から先人の足跡をたどり、そこから何を学び、未来へ何を創り出していくのかを追い求めていくことが肝要であると思う。

## 野尻信江委員

委員の数だけ意見・意思・意地があった 2 年強は、「合意形成」との戦いでありました。あと一步というところでスルリと逃げる「合意」という魔物。合意まで忍の一字で耐えつつも、気がつけば私一人、最後まで反対していたこともありました。今はただ楽しい思い出ばかりがふつふつと湧いてきて、迫りくる区民検討会議の閉幕に淋しさが増す今日この頃です。委員の皆様、牛山先生、林さんとアシスタントの方々、事務局の方々、本当に有難うございました。

## 野村晃委員

### 私の記念碑

自治条例の目的と理念が規定されました。自治の本性は、人間本来の当為！

会議では、自治の本旨に基づいて、委員のアイデンティティが熱く交差しながらも、意見が集約整理され、基本条例となりました。

さて、条例の成果はこれからです。自治のまち新宿の構築に、どのように機能するのかを注視したいと思います。条例への想いは、そのまま、私の記念碑となりました。

## 樋口蓉子委員

私は、新宿 NPO ネットワーク協議会からの推薦枠で参加し、区民代表委員までさせていただきました。私は住民ではありませんが（今回の条例でめでたく「区民」となれたわけですが）、一言で言えば、楽しかったです。みなさんの新宿のまちに懸ける“想い”にいつも心打たれました。NPO も今、ともに新宿のまちづくりに参加していこうと、地域との交流会も企画しています。また、皆さんの地域でお会いすることと思います。その時は、ヨロシク！お願いしますね。

## 森山富夫委員

委員会の構成に問題があったと感じている。理由は NPO、地区協議会のメンバーが、町会連合会の代表よりはるかに多いことだ。

地域の自治組織としては、町会、青少年育成会、PTA、民生委員などが中心に活動している現状で を理解している委員が少なかったことだ。その結果、住民主体の思想が薄れていると感じている。外国人問題など今後の十年、百年を考えると憂慮せざるを得ない。

### 安田明雄委員

私は「柏木地区協議会」の推薦にて参加した。長期間、我が身の体調不良にも関わらず頑張れたのも、柏木地区協議会の皆さんの御蔭と、新宿区が子供たちや多くの人達に「住みたくなるまち」でありたい、との思いであった。

議論を通じて、「文言」の理解や価値観、考え方の相違の摺り合わせをし、合意形成に至る難しさを改めて感じた。残念に思うこと、それは「教育」の事項を条文化出来なかったことである。

### 山下馨委員

膨大な時間と議論を積み重ねて、とりあえず形となった自治基本条例。発端は区民会議だったかと思いますが、区民の思いが結集したこの条例が、今後その本来の役割を發揮していくためには、具体的な実例を経験していかなければならないでしょう。その第一歩は、多くの区民の方々に分かりやすい解説資料を提供することから始めることかな？

### 吉川信一委員

感想と言っても私は鈍いので想いが湧いてこないが、20年5月の地区協議会総会の席上で区議の先生から条例づくりを企画すると説明を聞いた程度の知識でしたので、欠員の補充のための突然の指名による参加のため不安でしたが、出席してみると委員の熱心で意気盛んな雰囲気での会議でしたので、合意形成に苦しみながらも、楽しく携わり熱い議論を繰り返し、生活のリズムを変えても、区民の役に立つ条例づくりに全力で勤めました。

### 和田博文委員

人権規定と統治規定を基盤とし、住民自治を基本として構成されたこの条例は、区政参加を主柱とした新宿の自治を実現せんとするものである。特色として学ぶ権利が盛り込まれた。ではいったい何を学ぶのか。

自治の基本を定める掟の中で学ぶべきことは、自治とは何か、自治の本旨とは、である。これを現場において実践の中で、区の講ずる適切な措置とともに、その意味を自治の担い手として、生涯にわたり問い続けるのである。

## 渡辺翠委員

区民、議会、行政がともに地域自治推進のための条例づくりをする機会に参加できてうれしく思っております。途中体調を崩し、肝心のところに係れなかったのはとても残念です。これまで財政豊かな区に手厚く扱われ、お上にしてもらうことに慣れてしまっている私達新宿区民にとって、地域自治とはどういうものか、どうあるべきかを検討会議を通して学んだ意義は大きく、これを今後現状の中でどう生かしていくか、これからが正念場だと思います。

## 参考資料

# 新宿区自治基本条例

平成 22 年 10 月 14 日  
新宿区条例第 43 号

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）
- 第 2 章 区民（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 議会等（第 7 条 - 第 9 条）
- 第 4 章 区長等（第 10 条 - 第 13 条）
- 第 5 章 区政運営の原則（第 14 条）
- 第 6 章 情報公開及び個人情報保護（第 15 条・第 16 条）
- 第 7 章 住民投票（第 17 条 - 第 20 条）
- 第 8 章 地域自治（第 21 条）
- 第 9 章 子どもの権利等（第 22 条）
- 第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第 23 条・第 24 条）
- 第 11 章 条例の見直し等（第 25 条）

### 附則

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和 22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の 3 区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌<sup>ぼう</sup>を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を

示しています。

私たちの新宿区は、人々が嘗嘗として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会(以下「議会」という。)及び新宿区長(以下「区長」という。)の責務等について定め、もって新宿区(以下「区」という。)の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。

公共サービス 公共サービス基本法(平成 21 年法律第 40 号)第 2 条に規定する公共サービスをいう。

区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。

職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職にある者及び同条第 3 項に規定する特別職にある者(議員を除く。)で区に勤務するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

(基本理念)

第 3 条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にすゝる区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

(条例の位置付け)

第 4 条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

## 第 2 章 区民

(区民の権利)

第 5 条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。

3 区民は、区政に参加する権利を有する。

4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

(区民の責務)

第 6 条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

## 第 3 章 議会等

(議会の設置)

第 7 条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

(議会の責務)

第 8 条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。

2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

( 議員の責務 )

第 9 条 議会の議員(以下「議員」という。)は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。

2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

#### 第 4 章 区長等

( 区長の設置 )

第 10 条 区に区の代表として、区長を置く。

( 区長の責務 )

第 11 条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

( 区の行政機関の責務 )

第 12 条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

( 職員の責務 )

第 13 条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

#### 第 5 章 区政運営の原則

( 区政運営の原則 )

第 14 条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

第 6 章 情報公開及び個人情報保護

( 情報公開 )

第 15 条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

( 個人情報保護 )

第 16 条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

第 7 章 住民投票

( 住民投票 )

第 17 条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で別に条例で定めるものとする。

( 住民投票の実施 )

第 18 条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

前条第 1 項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

(住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

(条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 第8章 地域自治

(地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

#### 第9章 子どもの権利等

(子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

#### 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

(国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

#### 第11章 条例の見直し等

( 条例の見直し等 )

第 25 条 区長は、4 年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。